

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

近世・近代日本貨幣史の基礎的研究

こばやし のぶる
小林 延人

Discussion Paper No. 2016-J-4

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

近世・近代日本貨幣史の基礎的研究

こばやし のぶる
小林 延人*

要 旨

本稿は、平成27年(2015)11月における貨幣博物館リニューアルに伴う常設展示の見直しを念頭に置き、近世初期から近代初期に至るまでの貨幣発行・流通に関する研究のサーベイを行ったものである。一般来館者向けへの説明に供する、あるいは貨幣博物館として一般来館者向けの説明を行うための基礎資料として役立つことを第一義とする。

近世については、(1)江戸幕府の貨幣政策、(2)幕藩体制下の貨幣経済の発達、(3)貨幣改鋳、(4)小額正貨の発行、(5)藩による紙幣の発行と普及、(6)信用経済の発達と両替商、(7)貨幣の使われ方、のトピックを設けた。(1)では、中世末期に銭貨流通が不安定化し、国際的商品として流通していた金銀が貨幣としての性格を強めたことを強調し、東アジア経済圏の中で日本経済を位置付けた近年の研究成果を反映させている。また(5)では、江戸中期以降に国内の貨幣経済が発達するのに伴い、小額貨幣に対する需要が拡大し、これが藩札発行を促した点を述べているが、これも地域経済の成長を重視する研究潮流を意識したものである。

近代については、(1)幕末維新期の貨幣流通、(2)近代的統一貨幣制度の成立、のトピックを取り扱った。明治元年(1868)に明治政府が発行した太政官札については、従来の研究ではほとんど流通せずに貨幣制度の混乱の一因となつたとされてきたが、近年では正貨が不足する中で地域間の決済通貨として一定の役割を果たしたとも評価されはじめており、こうした議論を積極的に取り入れている。

キーワード：日本貨幣史、日本経済史、日本近世史、日本近代史、貨幣、藩札、太政官札

JEL classification: N15

* 秀明大学専任講師 (E-mail: noburu_kobayashi@kdn.biglobe.ne.jp)

本稿は、日本銀行金融研究所からの委託研究論文である。本稿の作成に当たっては、日本銀行金融研究所のスタッフ（鎮目雅人〈現早稲田大学〉および関口かをりの各氏）をはじめ、石井寛治（東京大学名誉教授）、岩橋勝（松山大学名誉教授）、岩淵令治（学習院女子大学教授）、粕谷誠（東京大学教授）、加藤慶一郎（流通科学大学教授）、高槻泰郎（神戸大学准教授）、武田晴人（東京大学名誉教授）、安国良一（住友史料館副館長）、渡辺尚志（一橋大学教授）、の各先生方より貴重なご助言を賜った。記して感謝の意を表したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。

目次

はじめに	1
1. 近世	2
1-1. 貨幣天下統一：江戸幕府の貨幣政策	2
1-2. 物流を支えたお金：商品流通の活発化と貨幣経済の発達	8
1-3. 改鑄：幕府の貨幣政策の変容	12
1-4. 庶民のお金：小額金銀貨の発行と普及	15
1-5. お札をつかう：藩による紙幣の発行と普及	17
1-6. 節季払い：江戸時代の貨幣の使われ方	23
1-7. 両替屋のしごと：信用の発達と両替商	29
2. 近代	33
2-1. 幕末開港：幕末維新期の貨幣流通	33
2-2. 「円」の誕生：近代的統一貨幣制度の成立	42

はじめに

日本銀行金融研究所貨幣博物館は、昭和 60 年(1985)11 月の開館以来、貨幣に関する歴史的・文化的な資料を収集・保管し、それらを一般に公開してきたが、このたび全面的なリニューアルを実施し、平成 27 年(2015)11 月にリニューアルオープンを迎えた。

本稿は、貨幣博物館リニューアルに伴う常設展示の見直しを念頭に置き、近年の貨幣史研究の進展を踏まえつつ、近世初期から近代初期に至るまでの貨幣発行・流通に関するサーベイを行ったものである。したがって、一般来館者向けへの説明に供する、あるいは貨幣博物館として一般来館者向けの説明を行うための基礎資料として役立たせることを第一義とする。

近世については、①江戸幕府の貨幣政策、②幕藩体制下の貨幣経済の発達、③貨幣改鋳、④小額正貨の発行、⑤藩による紙幣の発行と普及、⑥信用経済の発達と両替商、⑦貨幣の使われ方、のトピックを設けた。近年の研究では、中世末期に銭貨流通が不安定化する中で、国際的商品として流通していた金銀が貨幣としての性格を強めたこと、慶長金銀の鑄造と寛永通宝の発行により東アジア通貨圏から独立した日本独自の貨幣制度が確立したことが強調されている。また、貨幣改鋳の多くが財政赤字の補填を主目的として行われたことはよく知られた事実であるが、江戸中期以降、国内の貨幣経済が発達するのに伴い、小額貨幣に対する需要が拡大し、これが幕府による小額正貨や藩による紙幣の発行を促すとともに、これら小額貨幣が経済発展を支えた面があったことも指摘されている。藩札を活用しつつ行われた「国産会所」方式と呼ばれる藩主導の財政再建策、地方の農村や都市部における貨幣使用の実態に関する事例研究も蓄積が進んでいる。

近代については、①幕末維新期の貨幣流通、②近代的統一貨幣制度の成立、のトピックを取り扱う。内外の金銀比価の相違に基づく幕末開港直後の金貨流出は有名なエピソードであるが、その規模についてはさまざまな推計があり、最近ではそれほど大規模なものではなかったとの説が有力となっている。その一方、明治前期において貿易収支の赤字が恒常化し、金銀が国外に大量流出したことは、改めて強調すべきであろう。戊辰戦争の軍事費不足を補填する目的で明治政府が発行した太政官札は、大量発行が響いて紙幣価値が下落し、貨幣制度の混乱の一因となったとされてきたが、この点についても、正貨が不足する中で地域間の決済通貨として一定の役割を果たしたとも評価されはじめている。

本稿では、こうした近年の研究成果を踏まえ、誤りや偏りのない展示を作るための材料を提示することを目指したい。なお、それぞれの節名は、貨幣博物館の常設展示におけるスクリーン表題と対応しているが、展示内容および重要なトピックをすべて捕捉するものでないことをあらかじめお断りしておく。

1. 近世

1-1. 貨幣天下統一：江戸幕府の貨幣政策

江戸時代の貨幣制度は一般に「三貨制度」と呼ばれる。当該期には、慶長小判や万延二分金などの金貨、丁銀・豆板銀(秤量貨幣)などの銀貨、天保銭(当百銭)などの銭貨が流通していた。計算単位に注目すると、それらは金建て〈兩一分(歩)一朱〉・銀建て〈貫一匁一分〉・銭建て〈貫一文〉の三種類に分類できる。すなわち「三貨制度」は、貨幣素材としての金貨・銀貨・銭貨(厳密には銅・鉄・真鍮など様々)、計算単位としての金建て・銀建て・銭建て、によって構成される貨幣制度であった。

計算方法で言うと、金建ては四進法、銀建てと銭建ては十進法である。通常、一兩判のことを小判と呼び、小判1枚は一分金4枚に、一分金1枚は一朱金4枚に相当する。銀建てでは1貫=1,000匁=10,000分、銭建てでは1貫=1,000文として計算する。

原則的に、金貨の計算単位が金建てであり、銀貨・銭貨もそれぞれ銀建て・銭建てが対応する。ところが、明和9年(1772)に計数貨幣である南鐮二朱銀が発行されると、金建ての銀貨(計量銀貨)も多く流通するようになった。

鑄造貨幣以外にも、藩札・旗本札・寺社札・宿駅札や、主に西日本で流通が見られる銀目手形など多様な紙幣が発行された。近世期に発行された紙幣は、例外はあるものの¹、ほとんどが金貨・銀貨・銭貨のいずれか正貨と兌換性があるものであり、金建て・銀建て・銭建てのいずれかの計算単位が付された。その意味で、これらも「三貨制度」の枠内に位置付けることができるだろう。ただし、各地域で発行された藩札の中には、銀建ての銭札(銭匁札)も多くみられた。また、先の計量銀貨の例からも知られるように、「三貨制度」とはいうものの、金建ての金貨、銀建ての銀貨、銭建ての銭貨のみで構成されていたわけではないことには注意が必要である。

こうした「三貨制度」の先蹤は、織田信長が永禄12年(1569)に出した「精銭追加条々」であると言われている²。この法令は、米による売買を禁じ、金・銀・銭の比価を公定し、さらに輸入品取引に金銀を使用することを命じたもので、以後、銭貨中心であった中世貨幣制度は、金貨・銀貨・銭貨が並立する近世三貨制度へと移行していくこととなった。

・銭貨

中世期における日本の貨幣流通は、中国銭(渡来銭)とその模鑄銭を主体としていた。そして、品位・銭文・形態を問わず、一枚の銭貨をすべて一文として計算するシステムが、国家権力の関与もなく、列島全体にわたって自律的に共有されていた。このシステムは、15世紀前半まで安定的に維持されていたが、銭貨の撰銭による混乱が生じると³、次第に機能しなくなった。では、銭貨の品位や形態に応じて価格差をつける撰銭という行為が、なぜ15世紀後半に突如として登場したのだろうか。

日本で流通していた渡来銭の多くを占める北宋銭を中心に、銭貨の経年劣化が進展し、比較的新しい明銭の流通も相まって品位差が拡大したため、撰銭が進行したとする説が従

来の通説的理解であった。ところが、品質の良い明銭が逆に忌避対象となった事例もあり⁴、現在では、中国の銭の体系が解体されたことで、日本の銭貨流通も不安定化したとする足立氏の説が有力である⁵。15世紀前半より、中国では銀の価値尺度性が支配的となり、明朝は銀財政への移行を開始した。これは同時に、銭の体系が解体される過程でもあった。明代中期には、国家への支払い手段として銭が用いられなくなり、この事態は清代中期まで続いた。影響は、中国の銭の体系に包摂されていた日本にも及び、多様な銭貨をすべて一文として計算するシステムは破綻した、というものである。こうした説明以外にも、銭貨流通の不安定化を、流通構造の変容に応じた地域内での独自の銭貨流通秩序の成立から説明づける研究もある⁶。いずれにせよ、15世紀の撰銭によって中世期の銭貨流通システムは解体されていったと考えられる。支払い手段の中心は、1560年代から70年代にかけて、西日本の広い地域で銭遣いから米遣いへと移行し、さらに1580年代以降は銀遣いに再転化していくことが確認されている⁷。

しかしながら、銭の使用が全く途絶えたわけではない。永禄12年(1569)2月28日、織田信長は京都に「撰銭条々」を出し、中世期の撰銭令で悪銭として排除された貨幣を四段階にわけ、打歩(手数料)をつけて通用させた。そして、取引にあたっては、精銭(善銭)と増銭(悪銭)を半々に遣うよう命じた。次いで、同年3月16日には、京都上京宛、下京宛、八幡掾郷宛に「精銭追加条々」を出した。米による売買を禁止する一方で、高額取引では金銀ないし善銭のみの使用を認めている。信長に従って入京してきた武士や雑兵たちは、銭を路銭・雑用の費用として持ち込んだが、彼らが持ちこんだ銭は京都で悪銭とされていた銭を多く含んでいたため、銭の支払いをめぐる混乱が生じることが予想された。そこで、信長は少額取引における悪銭使用を強制して彼らの貨幣使用を保証しようとしたと考えられている⁸。

信長の意図通りには悪銭の円滑な通用は実現しなかったが、従来取引の中心にあった銭が高額取引の場から排除されるにつれ、大量の銭が日常の取引の場に持ち込まれたのは事実である。奈良では天正4年(1576)頃から悪銭が「ビタ」の名で名前を見せ、その後価値を高めつつ通用銭となっていく⁹。中世期における①高額取引にも少額取引にも銭を用い、②すべての銭貨を一文として計算する、という慣行は、中近世移行期には①もっぱら少額取引に銭を用い、②悪貨には打歩を付して通用させる、という形に変化していった。ただし、両時期とも、銭貨流通の中心は中国銭(渡来銭)とその模鑄銭であった。

こうした中世期以来の文脈に位置づけるならば、江戸幕府が、寛永13年(1636)に良質な元号銭貨である寛永通宝を発行するとともに、私鑄を禁じる触れ(「定」)を出したことは、日本が独自の銭貨制度を敷いたものと理解することができる。この銭貨は、中世末期以来の多種の銭間の複雑な交換比率を廃止し、単一の銭貨に統一して銭通用を円滑化する目的から発行された。銭貨は金・銀貨の補助的な支払い手段として機能したのみでなく、特定の地域では銭建てとして、すなわち価値基準としても機能していく¹⁰。幕府はこれ以後、特定の銭座において銭貨を鑄造することとし、他藩の勝手な銭の鑄造を制限した¹¹。

折しも、寛永 12 年の武家諸法度で参勤交代が制度化され、同年には西国の大名が在府していた。翌 13 年には西国の大名に対して一斉に暇が出され、大名はほぼ同時に東海道を国元へ向かうことになった。したがって、この触れも、交通路での円滑な銭貨使用を担保するためとも解されている¹²。

寛永通宝の大量鑄造により一時銭安に陥ったが、正保 4 年以後は銭高に向かった。幕府の政策も、かつての撰銭令が銭の質を問題としていた段階とは異なり、銭価格を安定させることを目標とするようになる¹³。

一方市中では、銭屋と呼ばれる商人が、自らが精銭(良質の銭貨)であることを保証した銭貨を、紐に通して銭縉とし、流通させた。これは銭屋による信用供与で、銭貨の安定的流通に寄与した。

・金銀貨

中世期、東アジアの私貿易体制の下で、金銀は国際的商品として主に扱われた。この頃の金銀貨は、特定の支払いのために注文生産され、贈答・賞賜・軍資金などに用いられたが、決して一般の通貨ではなかった。

ところが織豊期には領主財政が爆発的に増大し、それにもなって貨幣経済も急速に膨張した。貨幣需要が高まる中で、撰銭に伴う銭貨の不融通が起こったため、代わりに金銀の使用が活発化することとなる。天正 16 年(1588)、秀吉が鑄造させた天正菱大判金は、後藤徳乗の製作によるもので、楕円形の 10 両判としては最初のもと言われている¹⁴。文禄 4 年(1595)、秀吉はこの後藤徳乗を含む 27 人を「金子吹」に任じ、それ以外の者による判金の鑄造を禁止した¹⁵。

関ヶ原の戦いを経て政権を握った徳川家康は、慶長 6 年(1601)から大判(10 両)・小判(1 両)・一分判・丁銀・豆板銀のいわゆる慶長金銀を発行した。この鑄造と極印を担ったのが、小判座(のちに金座)・大判座・銀座である。金貨の主体である小判・一分判は金座で、貿易や特定の贈与・儀礼のために用いられる高額の大判は大判座で、秤量銀貨は銀座で製造された。

家康はすでに、文禄 4 年(1595)頃、後藤庄三郎光次に小判鑄造を任せている。光次の代は、金銀貨鑄造にとどまらず、全国の幕府直轄鉱山を支配し、駿府の大御所政権を支えながら絶大な権力を誇ったが、やがてその権限は金座支配のみに限定され、金銀の精錬・鑑定、大判を除く金貨鑄造の職人頭として、勘定所御用達の御金改役を勤める家系となった¹⁶。

一方、大判については、信長・秀吉の彫金師として刀剣装身具や大判鑄造の御用達を務めていた後藤四郎兵衛家が、大御所家康ならびに將軍秀忠に仕え、「家彫」の継承宗家として認められた。後藤四郎兵衛家は、金銀彫物を中心にしつつ、大判金見役としての大判の極め(大判の鑄造・検定・極印・墨判・包封・鑑定・修理・再墨判業務)、分銅改役としての分銅の鑄造と極めをそれぞれ許され、これら三つの家職に従事する家系となった¹⁷。

銀座の起源は、家康が秀吉の「常是座」を接收したことに始まる。秀吉は、堺・京都の

銀吹屋を大坂に集め、「常是座」を結成させ、銀貨の鑄造・極印を統一した。慶長6年(1601)、家康はこの常是座を取り立て、堺の銀吹師・湯浅作兵衛(大黒常是)を特命して慶長銀の供給にあたらせた。当初、伏見に置かれた銀座は、のちに京都に移り、慶長17年に置かれた江戸銀座とともに銀貨の鑄造にあたった。ほかに、大坂と長崎にも銀座が置かれた。計数銀貨の登場以後、その極印打ちと包封を辞退した大黒常是は衰退していった¹⁸。

金銀貨の流通に関わる幕府法令としては、慶長13年(1608)12月と翌慶長14年7月の触れが初発である。前者は、永楽銭1貫文=ビタ銭4貫文、金子1両=ビタ銭4貫文、の公定相場を定め、後者は、金子1両=永楽銭1貫文=京銭(ビタ銭)4貫文の比価を再定置し、金1両=銀50匁と金銀比価を新たに定めたものである。ただし、これらの触れは、幕領全体を対象として出されたのではなく、広くとも関東を対象としたものであった。この時点での幕府の関心は、金銀銭相互の比価や相場ではなく、銭高を抑制する宿駅での金一両=銭四貫文での交換遵守などにあった¹⁹。

慶長14年(1609)5月には、「諸国銀子灰吹並びに筋金吹分」を禁止し、同年9月には灰吹銀の輸出を禁止して銀座が鑄造した丁銀の輸出に代えた。内外の通用を慶長金銀に限り、金銀座の独占的な権益を保護して、私的な鑄造を排除する目的があったと考えられる²⁰。

以上のように小判・丁銀等の統一貨幣が徳川幕府によって鑄造されたが、金座・銀座の鑄造能力、および当時産出の金・銀の量では全国的な貨幣供給は困難であり、近世初期においては領国貨幣が領内の貨幣不足を補っていた²¹。幕府鑄貨による統一的な貨幣制度を樹立するには、安定的な貨幣供給が必要であった。

元禄期には初めての改鑄がなされ、慶長金銀に代わって新たに元禄金銀が発行された(1-3参照)。同時に元禄2年(1689)、これまで留守居の支配下にあった金座・銀座が勘定奉行の支配下におかれた。従来、金座・銀座の営業は、幕府の金銀貨の鑄造を請け負い「分一」(手数料)を得るとともに、みずからが地金を集め、それをもって金銀貨を鑄造する「手前吹き」であったが、元禄改鑄と同時に、金については江戸本郷に金銀吹所が設置され、勘定奉行・江戸金座のもとでの「直吹き」となった。銀の場合、鑄造方式の転換はなかったが、産銀量の減少によって分一銀収入を主体とした収益構造に変化していった。これは、幕府が初めて金銀の鑄造と金銀の流通量を自らの手で調整しうようになったことを意味しており、これに先行する銭の鑄造権掌握を加えたとき、幕府の金銀銭三貨を相互に関連づける貨幣政策が初めて可能になったと評価できる²²。そして、以後金銀座は、貨幣鑄造の分一が収入の主たる部分になったため、幕府は両座の経営状況の均衡を顧慮して改鑄を実施することとなった²³。

また、寛永通宝・元禄金銀の大量発行により幕府鑄貨の供給が安定したため、寛文～元禄期にかけて(17世紀後半)、地方で流通していた領国貨幣の多くを回収することが可能になった²⁴。

近世期の金銀貨は、包金銀という貨幣形態をとって流通することも多かった(1-7参照)。個々の貨幣の真贋や良・不良を検査し、重さを計量する包封という行為は、金座・銀座以

外に両替商によっても担われた。その押印をもって流通する包金銀は、金銀貨そのものに付す極印とは別個の信用を付加された貨幣であった²⁵。

近世の貨幣体系は、幕府による諸政策、すなわち、三貨の法定、鑄造権の独占、偽造の禁止、によって成立し、そして錢緡や包金銀に表れるような、民間による信用の供与がその体系を支えていたと言える。

・甲金と佐渡印銀

近世初期には領国貨幣と呼ばれる藩内限り通用の金銀貨が流通したが、その一つに甲金(甲州金)と佐渡印銀がある。

甲州では江戸時代を通じて、甲金鑄造が免許され、山梨・巨摩・八代の三郡で主として流通していた。甲金の鑄造は武田時代に始まったものであると言われている。武田氏以後近世初期にかけて、1両を4匁ないし4匁2分と見做す秤量によって金貨が流通した²⁶。

元禄8年(1695)の改鑄の際、甲金の通用は一時禁止されたが、宝永元年(1704)に柳沢吉保が三郡を領知すると、通用は許可された。元禄以前の甲金は古甲金と言われるが、宝永以後は元禄金に準じ品位を落として改鑄されたため、甲安金と呼ばれる。正徳4年(1714)、幕府が品位を慶長期に復した新金を鑄造し始めると、甲金も古甲金に準じて改鑄され、これを甲安今吹といった。享保6年(1721)には甲重金を鑄造し、その後、享保12年より甲定金を増鑄した。これらの甲安・甲重・甲定金には、一分・二朱・一朱・朱中(2分の1朱)の四種があった。

佐渡では、江戸時代初期から小判と印銀が鑄造された。幕府直轄の鉱山の中で、佐渡は江戸初期には最大の金銀山で、特に産銀は最多を誇った。幕府は、金銀の島外流出を規制して早くから貨幣地金としてその掌握を図ったようである。元和初年にはすでに相川に筋座・吹分座があったが、その後元和4年(1618)になって抜き売りを防ぐため役人が直接金銀の買い集めを行うようになった。

元和7年(1621)、佐渡奉行・鎮目市左衛門の上申に基づき、相川で小判を作ることとなり、後藤庄三郎の手代が佐渡へ下向した。製造された小判には、背の左上に「佐」の刻印があったが、品位は慶長金と等しかった。元禄8年(1695)以後の金銀改鑄でも、佐渡でそれぞれ新金が鑄造されている。

印銀は、元和5年(1619)、鎮目奉行のとき佐渡一国限り通用の銀貨として初めて製造された。これは、幕府鑄貨と品質を異にした銀貨であり、寛永中頃まで年々鑄造されたという。宝暦11年に印銀は通用停止となっているが、以後も佐渡では印銀による勘定が残り、明治に及んだ。

なお、上記の他にも、陸奥(津軽・会津・福島)、出羽(秋田・米沢)、越後(村上・高田・新潟)、信濃、飛騨、加賀、越中、能登、但馬、因幡、美作、石見、豊後、日向、対馬、などの国々で領国貨幣(主に灰吹銀)が発行されたことが確認されている²⁷。近世期を通じて流通した甲金は例外的なもので、多くの領国貨幣は17世紀後半までに幕府鑄貨に代わった²⁸。

領国貨幣の発行は領主財政を潤したのみでなく、幕府鑄貨が全国的に普及する以前の領国経済において地域の貨幣需要に応えたものと評価することができよう。

・丁銀・豆板銀

丁銀というのは、なまこ形の銀錠のことで、重さは30匁から50匁程度、大きさは一定していない。豆板銀は、小玉銀とも呼ばれ、円形で小型の銀貨である。豆板銀は丁銀よりも量目は軽く、丁銀の補助的な貨幣として位置づけられる。

丁銀・豆板銀は秤量貨幣であり、したがって銀貨の計算単位として、重量の単位である〈貫一匁一文〉が用いられた。

小額貨幣が普及していない近世初期には、丁銀をたがねで切断し、取引に際しての端数を満たす「切遣い」の慣行も見られた。そのため、どこで切断しても極印が残るように、極印は丁銀の周りにおおよそ8個から12個押されている。小額貨幣の普及と正銀の流通量減少に伴い、切遣いは消滅していった²⁹。

1-2. 物流を支えたお金：商品流通の活発化と貨幣経済の発達

元文の改鋳後の物価騰貴は一時的現象に終わり、その後、天明凶作期を除けば19世紀初頭まで、物価は安定的ないし低下傾向を見せた(表1)。この間に、南鐮二朱銀などの铸貨発行により貨幣供給量が増加したにもかかわらず、物価の安定的趨勢が見られたのは、市場経済の発展・商品取引量の増大があったためであると説明されることが多い³⁰。貨幣経済の発達を促した商品流通の活発化と、それを支えた制度的背景・社会的状況について考えてみたい。

17世紀後半、米穀流通を中心とした幕藩制的流通市場が成立した。諸藩の中には大坂に蔵屋敷を設置する藩が増え、そうした藩が年貢米を大坂に廻送し、そこで年貢米を売却、代金を江戸や国元に為替手形で送金する仕組みが出来上がったのである。近世初期の商品流通の主体は年貢米であり、中央市場としての堂島米市場が大量の年貢米を処理する構造を有していた。

18世紀に入ると、備中鋏・踏車・千歯扱き・千石通しなど新しい農具の発明と普及、干鰯・粕・油粕など購入肥料(金肥)の導入と普及、各種作物における栽培技術の向上や品種改良の進展、農書の普及によって、生産技術面での充実が見られ、農業生産の質的向上が図られた³¹。享保期(1716-1736)には、貨幣改鋳による貨幣流通量の減少が全般的な物価下落を引き起こす中、こうした農業生産力の上昇を基底として、米価が他の商品に比べてより一層下落した³²。米価下落は、諸藩の財政を悪化させ、諸藩と大坂両替商の結びつきを途絶させる契機となった(1-7参照)。

19世紀に入り、従来の流通経路に含まれないような地域市場が広汎に成立した。畿内近郊では、天保期(1830-44)以降の段階に至って、兵庫・堺、それに摂泉浦々を加えた形での入津納屋米集散市場が発達し、幕末期には諸藩貢租米の国売(領内販売)・道売(大坂へ運ぶ途中で販売)による納屋米化が増大したため、入津米集散市場としての大坂の相対的地位低下が見られたという。瀬戸内でも大坂を経由しない新興納屋米集散市場が形成され、農民的商品経済発展とそれに基づく在方飯米需要を包摂したとされる³³。

さらに、開港後は、輸出商品の生産に域内産業連関を傾斜させる地域が発生し、流通市場も変化した。たとえば、幕末から明治期にかけて主要な輸出商品であった蚕種・生糸の生産地として知られる信州上田では、安政4年(1857)、江戸方面へ移出されるすべての国産商品の輸送・販売を一手に握る藩産物会所が設置され³⁴、横浜売込商からの前貸し融資を受けつつ、会所を通して横浜への蚕種・生糸の出荷を増加させていった。幕府は万延元年(1860)年に五品江戸廻送令を発令し、生糸を含む五品の貿易統制を図ったが、統制は行き届かず³⁵、以後も、三都を経由しない地域市場間の流通は活発化していく。

以上のように、米穀流通の点では大坂への入津量は幕末に向かうにつれ減少していき³⁶、ほかの商品では、一部は幕末期に大坂への入津量が増加したものの³⁷、基本的には地域市場が活性化し、総体として見ると全国的な商品流通量は増大していった。

ではこうした商品流通の発展を支えた制度的背景・社会的状況は何であろうか³⁸。

まず重要な施策として挙げられるのが、①度量衡の統一である。度(長さ)については、比較的大きな変動なく古代に定着した度制が慣行化し、中世を経て近世に至っていた。検地の際には、どの間竿をもって土地を測量するかが〈領主—農民〉間の利害関係にとって重要で、用途の広い「^{かねじやく}曲尺」が正規の尺として全国的に普及していた。したがって、幕府は尺の統一の必要性には迫られなかった。

一方、量(体積)については、年貢納入や商取引に関わる枡の制度が中世に大いに混乱したため、近世初期に統一が図られた。幕府は、織豊政権期に用いられていた「京枡」をもとに統一を図り、京都・江戸にそれぞれ枡座を設け、両枡座が製造する京枡を公定枡とした。寛永期頃に製造された、従来のものより3.7%ほど容量の多い新京枡が普及すると、幕府は寛文9年(1669)に新京枡で統一を図り、諸藩に対してもその採用を命じた。実際は、現実の市場で営まれている取引慣行が優先されることが多く、また諸藩は農村の貢納用には容量の多い納枡を、家臣への扶持米支給用には容量の少ない扶持枡を用いる傾向にあったが、一定の評価基準が公定されたことは認めてしかるべきであろう。

重さをはかる権衡の制度は、商取引の際の商品そのものの重量を統一した基準で計量する必要だけでなく、とりわけ授受の都度に秤量することを要せられた銀貨の流通を円滑にするためにもその整備が必要であった。重さの基準となる分銅と、計量器具である秤の両面から整備・統一が進められ、分銅については寛文5年(1665)、後藤徳乗に分銅製造の独占権が認められ、秤については承応2年(1653年)、^{しゆずい}守随家を江戸秤座、^{じん}神家を京秤座として分掌させ、秤製作の規格統一と独占商圏の分割、秤値段の統一を命じ、権衡制を統一した。

こうして、程度の差はあるものの度量衡の統一が達成され、これが公正な取引を保証し、商品や貨幣の授受を円滑化する制度的基盤となった。

次に挙げられるのが、②経済的インセンティブの成立である。幕府領についていえば、享保改革期以降、基本的な貢租システムとして定免法が定着した。これは、過去一定期間の貢租率を平均し、以降はよほどの損耗のない限り減免は行わず、平均免率を石高に適用して貢租量を決定する方式である。同時に実施された有毛検見によって、貢租率は高い水準で固定されたが、その後の増産分についてはすべて農民の利得となることが保証された。諸藩の貢租システムは多様であり、必ずしも幕府領と同一ではないが、年貢率も納入量も固定化傾向にあったとされている。年貢の固定化が、農民の増産意欲を刺激したと考えられるのである。

また、農民が「余剰」を費やして集積した土地に対する権利関係も、社会的に保証されるようになった。幕府は当初、田畑永代売買の禁令、分地の制限、作付と地種転換の制限、を行い、自ら土地を所有し、耕し、米を作る本百姓を固定化しようと努めた。しかし、各種の便法によって骨抜き化が進められた。たとえば、一定期間を限って金銭を貸し、田畑の作得をもってその期間内に元金を返済するという年季を限定した土地売買である年季売や、一定期間後元金を返済して土地の買戻しをすることを条件に売買する本物返の形をと

って、土地を売買した。したがって、近世の土地所有者は、一定の制限はあったものの、その所持地に関して永代かつ勝手次第に所有権を行使することができたのである。

こうして、幕府の施政や農民の勤労・工夫の結果、より高い経済的報酬を得られるような制度的枠組みが成立し、年貢上納分・自給分以上の米穀(これが市場に流通すると納屋米と呼ばれる)や、商品作物を生産するインセンティブが働いたと考えられる。

そして、③兵農分離と商工農分離である。中近世移行期に体制的に成立した兵農分離政策により、辺境外様の一部地域を除いて、武士の城下町集住が強制された。経済史的には、農業生産を行わない武士層の飯米を、領内の生産活動によって賄えるだけの農業生産力が存在していたことが重要である。また、商工農分離と呼ばれる農村からの商工業の分離は、元々は兵農分離の理念を推し進めた結果生じたものであった。武士を軍事的必要から都市に集住させておくためには、軍需物資の調達はもとより、大名や家臣、およびその家族の日常生活物資を確保する必要があった。米穀は貢租によって調達可能であったが、武具や衣服などは城下町に住む専門的な職人による生産か、領外からの移入に頼らざるを得なかった。そして、このような都市への武士集住が、領国内や全国規模での社会的分業を推し進め、市場経済の規模を拡大する作用を持っていた。その最たる例が、江戸の巨大消費地化であろう。

最後に、④貨幣制度の確立である。既述の通り、金貨・銀貨・銭貨が並立する三貨制度が、日本近世貨幣制度の一つの特色であった(1-1 参照)。中世に銭貨流通が活発化したとはいえ、嵩高い銭貨中心の貨幣経済ではその発展に限界があった。銭 1 文の価値が、重量比にして金貨では約 800 分の 1、銀貨では約 50 分の 1 ですむ貴金属を素材とした鑄貨が出現し、貨幣経済を飛躍的に発展させる素地となったのである。一方で、幕府鑄貨に占める小額貨幣の比重は近世後期に下るほど増大していった。1770 年代以降における南鐮二朱銀および四文銭の新鑄に続き、金貨さえも文政 7 年(1825)以降、一朱金などの小額貨幣が多く発行されるようになる。こうした小額貨幣の発行は、農民および一般都市住民の貨幣取引の拡大を促すものであった。

表1 近世大坂の卸売物価

(指数:1840~1844=100)							
西暦	和暦	米価	一般物価	西暦	和暦	米価	一般物価
1725	享保10	69.9	70.8	1800	12	104.2	92.9
1726	11	69.2	72.6	1801	享和1	95.1	89.3
1727	12	68.5		1802	2	89.9	86.4
1728	13	63.2		1803	3	83.7	86.3
1729	14	47.9		1804	文化1	77.1	85.0
1730	15	43.9		1805	2	77.2	80.3
1731	16	47.9		1806	3	80.4	76.5
1732	17	83.4		1807	4	90.0	81.5
1733	18	87.3		1808	5	98.9	91.2
1734	19	65.3		1809	6	91.5	89.6
1735	20	63.4		1810	7	79.2	81.6
1736	元文1	65.4		1811	8	104.7	88.6
1737	2	67.3		1812	9	77.0	77.8
1738	3	97.0		1813	10	86.6	79.2
1739	4	107.5		1814	11	91.7	78.2
1740	5	101.3		1815	12	91.1	77.1
1741	寛保1	101.3		1816	13	87.1	77.3
1742	2	90.0		1817	14	88.8	80.3
1743	3	92.5		1818	文政1	77.4	73.3
1744	延享1	86.0		1819	2	69.7	70.0
1745	2	87.8		1820	3	69.7	70.3
1746	3	96.6		1821	4	83.4	74.8
1747	4	93.9		1822	5	81.3	73.3
1748	寛延1	95.5		1823	6	81.9	73.9
1749	2	89.9		1824	7	84.5	75.6
1750	3	84.3		1825	8	89.0	80.6
1751	宝暦1	81.1		1826	9	97.4	88.7
1752	2	70.0		1827	10	79.9	81.0
1753	3	58.1		1828	11	94.6	85.0
1754	4	63.6		1829	12	114.2	92.0
1755	5	92.4	85.1	1830	天保1	104.2	87.1
1756	6	104.6	95.6	1831	2	111.1	93.2
1757	7	99.1	94.8	1832	3	97.4	90.0
1758	8	82.7	90.5	1833	4	131.2	103.1
1759	9	81.1	85.4	1834	5	142.8	108.0
1760	10	72.8	78.6	1835	6	106.8	94.4
1761	11	66.0	82.0	1836	7	155.3	118.5
1762	12	75.4	74.6	1837	8	229.9	162.6
1763	13	80.6	82.0	1838	9	153.3	129.8
1764	明和1	86.2	84.7	1839	10	119.5	116.8
1765	2	87.3	90.4	1840	11	93.9	103.2
1766	3	87.5	91.6	1841	12	95.2	105.0
1767	4	92.7	86.2	1842	13	105.0	100.1
1768	5	103.5	87.3	1843	14	100.7	96.3
1769	6	102.4	85.9	1844	弘化1	105.2	95.5
1770	7	98.1	89.9	1845	2	117.6	102.0
1771	8	93.7	87.6	1846	3	126.0	110.5
1772	安永1	84.5	82.3	1847	4	117.3	110.6
1773	2	72.5	83.9	1848	嘉永1	119.1	109.9
1774	3	72.0	83.6	1849	2	124.7	110.1
1775	4	74.3	85.3	1850	3	164.1	122.4
1776	5	83.8	84.7	1851	4	151.6	124.1
1777	6	84.9	80.3	1852	5	112.8	109.1
1778	7	79.9	81.8	1853	6	131.7	117.4
1779	8	72.9	76.8	1854	安政1	130.3	117.6
1780	9	65.3	71.6	1855	2	107.7	106.9
1781	天明1	76.4	72.5	1856	3	108.1	106.7
1782	2	88.2	81.7	1857	4	126.9	115.6
1783	3	116.3	92.6	1858	5	163.9	131.2
1784	4	128.0	103.8	1859	6	158.9	135.8
1785	5	91.3	88.4	1860	万延1	193.6	164.2
1786	6	97.6	91.9	1861	文久1	235.0	191.5
1787	7	127.7	109.0	1862	2	206.3	178.5
1788	8	98.9	96.7	1863	3	219.9	201.5
1789	寛政1	90.9	94.8	1864	元治1	276.4	254.5
1790	2	79.8	80.6	1865	慶応1	489.3	397.6
1791	3	85.5	81.9	1866	2	1,447.5	835.8
1792	4	121.0	98.5	1867	3	1,310.9	901.4
1793	5	111.2	94.7				
1794	6	84.5	86.6				
1795	7	88.9	89.2				
1796	8	102.1	93.9				
1797	9	87.0	84.9				
1798	10	90.3	87.6				
1799	11	94.5	91.0				

出所:新保博「近世の物価と経済発展」(東洋経済新報社、1978年)30-7頁。
 注:米価・一般物価ともに年次別指数。一般物価については米に30のウェイトを与え、醤油・味噌・清酒・塩・灯油の5品目を同ウェイトとして算出されている。

1-3. 改鑄：幕府の貨幣政策の変容

貨幣改鑄とは、貨幣の品位・名称を変更し、旧来の貨幣を回収して新しい貨幣に鑄直し、市場に流通させるまでの一連の事業を指す。改鑄によって旧来の貨幣より品位が高くなる時、その改鑄を良鑄と呼び、その逆を悪鑄と呼ぶ。

幕府が初めて金銀貨を発行したのは慶長期である。発行後、年月を経るにつれ、両目(重量)で授受される銀貨はともかく、額面で価値が比定される金貨に関しては、断裂・切断した「割れ金」「切れ金」や、摩耗・磨滅して既定の量目に不足する「軽目金」などが増えていき、次第に金融疎通を妨げるようになった。幕府は、金座でそれらの悪貨に対して足し金をしたり、接合を行って、「直し金」として通用させ、より劣悪な貨幣には、細工過程から全面的にやり直し、「本直し金」として通用させた。ところが、こうした弥縫的な政策は限界を迎え、元禄8年(1695)、金銀の極印が古くなったことを理由として、初めて改鑄を触れた³⁹。

この元禄の改鑄は、同時に財政政策でもあった。明暦の大火(1657)による財政支出増大を遠因としつつ、綱吉期の積極財政政策の展開により、寺社造営などの普請作事経費が増加したため、幕府財政は極度に悪化していた⁴⁰。勘定吟味役の荻原重秀はその対応策として、慶長金銀の品位を極端に下げた元禄金銀の改鑄を献策し、貨幣供給量の増大に対応するとともに、改鑄益金の獲得を企図したのである。貨幣を悪鑄することで、幕府は古金銀(旧貨)の回収高と新貨の供給高の差額(=改鑄益金、出目とも)を手に入れることとなった。

ところが、この元禄の改鑄は三つの問題を惹起した。一つ目は、偽造の増加である。新しい金貨は金含有率が少なく、偽造が容易であったため、元禄11年(1698)から正徳元年(1711)の13年間に541人の逮捕者を出した。新旧貨を同価値で通用させ、両者の差を出目として収公しようとした元禄の改鑄は、偽造に格好の条件を生み出した⁴¹。

二つ目は、悪貨の問題である。改鑄後の劣位の貨幣が、摩耗や裂傷によって切小判などの悪貨になった場合、その貨幣は実際の取引の場面において、額面価値ではなく地金に近い評価を受ける可能性があった。とくに金貨の場合は深刻で、低品位で高額面の元禄金が損傷を受けた場合、貨幣保有者に大きな損失をもたらす恐れがあった。そこで幕府は、宝永2年(1705)10月、使用に支障のない切小判を、両替屋が歩銀(手数料)をとって両替することを禁じ、支障がある分は後藤庄三郎方で歩銀を出し交換するように命じた。翌宝永3年(1706)、および宝永5年(1708)にも同様の法令を出しているが、悪貨の通用問題は、以後も長く貨幣政策上の課題となった⁴²。

三つ目は、銀相場の高騰である。元禄の改鑄は金貨の改悪率が34%、銀貨が20%と、金貨の価値下落の方がはるかに大きかったため、銀相場が高騰した。そこで幕府は、宝永3年(1706)より5年間、元禄金より改悪率の大きい銀貨を四次にわたって大量に発行した。元禄・宝永期の悪鑄は基本的に経済発展にみあう貨幣需要を背景に、改鑄益金獲得を直接の契機として敢行されたが、銀貨のみの宝永期については、その初期の宝永銀に関する限り金銀相場調整を目的とするものであった⁴³。

元禄の改鑄は、改鑄益金の獲得によって財政収支の均衡を目指す方法であったが、これに対し、緊縮財政による財政再建をはかったのが新井白石の「正徳の治」である。6代将軍・家宣および7代将軍・家継の補佐を勤めた白石は、荻原重秀を罷免し、将軍の威信回復のために精神面・倫理面を重視した理想主義的な政治を行った。正徳4年(1714)、白石は将軍の威信低下は貨幣悪鑄に起因すると見なし、元禄・宝永期に品位が低下した金銀貨の金銀含有率を慶長金銀と同品位に戻す貨幣改鑄を実施した。悪貨問題への有効な対処法ではあったが、その反面、貨幣供給量は減少し、米価をはじめとする物価は下落した。これは、米納年貢を基軸とする幕府財政・藩財政の収入減少にもつながった⁴⁴。

その後も幕府は度重なる改鑄を行い、元文元年(1736)の改鑄によってようやく安定した貨幣制度が成立したと言われている⁴⁵。この元文の改鑄を含め、文政、天保、安政・万延にわたる近世後期の大規模な金銀貨の改鑄は、いずれも貨幣の貶質(=悪鑄)をその内容としていた。しかしながら、改鑄の目的と新旧貨幣の交換方法は同一ではない⁴⁶。

元文の改鑄では、金融梗塞を打開し、米価を引き上げることが目的であったため、幕府は新旧貨幣の交換には増歩方式を採用し、改鑄益金を財政上の利潤に組み込まなかった。増歩方式とは、新旧貨幣の金銀含有率に基づいて引替率を公定する方式であり、改鑄益は旧貨幣の保有者に帰属することとなる。元文の改鑄に際しては、慶長・享保100両につき元文金165両の割合で実施された(65%の増歩)。このとき、貨幣供給量は40%増加し、新貨は市場に流入して物価を急速に引き上げる効果をもたらした(前掲表1)。

これに対して、文政および天保の改鑄は、直接的には改鑄益金の取得を目的としていた。等価交換方式が採用され、新貨と古金銀が同じ額面で交換されたのである。そして、改鑄益金として幕府の取得した新貨が毎年の財政支出を通じて市場に投入される、という形で貨幣供給量が増加したため、持続的な物価上昇が進行した。文政の改鑄による貨幣供給量の増加は40%に近く、改鑄益は550万両にのぼったと見積もられている。天保の改鑄による貨幣供給量の増加は20%弱、改鑄益は500万両であった。

安政・万延の改鑄は、開港後の国内外の金銀比価の相違から生じた、金貨の国外流出を防止する目的で実施された。銀価値の引下げを内容とした安政の改鑄は、列強からの抗議を受け、取りやめとなり、金貨の品位はそのままに重量を三分の一に減じる万延の改鑄が行われた。この改鑄によって貨幣供給量は150%も増加し、新旧の貨幣は増歩交換されたため、物価は一挙に高騰した。また、純金の含有量を大幅に減らしたことで、幕府は増歩を支払った上でも大量の改鑄益を獲得した。文久3年(1863)の「幕府勘定帳」を検討した大口勇次郎氏によると、当年次の改鑄益は幕府の歳入総額に対して68%を占めたというから⁴⁷、財政史的な意義も大きかったと言えよう。

このように幕府は、①貨幣供給量の調整、②改鑄益金の獲得、③国内外の金銀比価の調整、④悪貨の市場からの排除、などの目的で改鑄を行い、実際にそれらの効用をもたらした。また上記以外に、改鑄は金座・銀座の「分一」(手数料)収入を増加させるので、⑤両座の収支改善も目的になりえた(1-1参照)。

文政期以降の貨幣改鑄は、貨幣の額面当たり素材価値を減少させ貨幣自身の信用を低下させるとともに、物価の上昇をもたらし、人々の生活を不安定なものにしたと考えられてきたが、近年では、商品生産の発展と照応した貨幣供給量の増加であるとして、積極的に評価する見方も広まっている⁴⁸。さらに、単なる貨幣供給量の増加ではなく、小額貨幣の増発であった点に、一般農民層への貨幣経済の浸透を促し、近代への経済発展の基盤を形成した意義を認める見解もある⁴⁹。

日本国内の金銀山は16世紀半ばより17世紀初頭にかけての期間が最盛期であった。その後、全国的な産金・産銀量は停滞し、慶長金銀の品位のまま幕府貨幣を増鑄することは不可能となった⁵⁰。経済発展に伴い、貨幣需要が増大する中で、貨幣の貶質化によってしか貨幣供給量増大を実現できなかったのである。そのため時代が下るにつれ、金貨・銀貨のいずれも小型化し、かつ純分率は低下した。慶長期の小判が量目(重さ)4.76匁、品位86.79%だったのに対し、万延期の小判は量目0.88匁、品位56.77%であった。

なお、こうした金銀貨改鑄に際して、新貨の鑄造業務を担ったのは金座・銀座・大判座であったが、旧貨幣回収と新貨流通促進の業務を分掌した大手両替商の役割も重要であろう。金座が置かれていない大坂では、三井組・十人組・住友家で構成される「三手引替」と、鴻池善右衛門家ら13～14家で構成される「十五軒組合」が、金座に代わって新旧貨幣の引き替えを実行した⁵¹。彼ら大手両替商は、幕府から新貨を受け取り、市中に流通する旧貨幣を回収するとともに新貨を拡散し、さらに旧貨幣を鑑定して幕府に上納した。

1-4. 庶民のお金：小額金銀貨の発行と普及

近世前期の金貨は、元禄二朱金を例外とすると、一分判以下の小額なものは発行されなかった。1分未満の額面の貨幣を小額貨幣と規定するなら(時期・地域により比価は異なるが、おおよそ1分の目安として、銀建てだと15匁～55匁、銭建てだと1～3貫文、明治初年における円建てだと25銭相当)⁵²、近世前期の三貨制度は、小額貨幣を金貨以外の貨幣(銀貨・銭貨など)で主に担う制度であったと言える。

ところが、商品取引量の増大に伴い(1-2参照)、市場における小額貨幣への需要が高まっていくと、それに応じる形で、小額金貨も大量に発行されるようになり、幕府が発行した貨幣総額に占める小額貨幣の割合は、時代を下る程増大した。銀貨も小額取引に適した計数貨幣へと変化していった。

明和2年(1765)、田沼意次施政下の幕府は、元文銀と同品位(46%)で量目が5匁の定位・定量の銀貨として明和五匁銀を発行した。明和4年(1767)には、幕府は五匁銀の通用について、金銀相場の変動に関係なく、五匁銀12枚を金1両と交換する規定を決めているので、これにより明和五匁銀が計数銀貨として機能するようになった。ただし、明和五匁銀の通用は思わしくなく、鑄造高も元文銀の0.4%にも満たなかった⁵³。

明和9年(1772)には、定位・定量の計数銀貨である明和南鐮二朱銀を発行した。先の明和五匁銀とは異なり、金建てである。品位は97.8%と高いが、1枚あたりの量目は2匁7分と軽い。田沼意次の失脚後は、松平定信によって南鐮二朱銀の鑄造が一時停止されたが、「寛政の改革」でも南鐮二朱銀の永代通用が確認されている。さらに、寛政12年(1800)からは増鑄が実施された。南鐮二朱銀の鑄造高は、明和9年から天明8年(1788)の16年間と、寛政12年(1800)から文政6年(1823)までの23年間で、合わせて593万3042両という多額にのぼった。文政期には、明和南鐮二朱銀を改鑄した文政南鐮二朱銀とともに、南鐮一朱銀も発行された⁵⁴。

計数銀貨が定着してくると、天保期には一分銀が発行されるに至った。天保8年(1837)に発行された天保一分銀の品位は98.86%と高いが、量目は2匁3分とこれも軽い。嘉永6年(1853)には、嘉永一朱銀(安政一朱銀)が発行され、幕府の改鑄益金獲得と、市場への小額貨幣供給に資した⁵⁵。

こうした二朱銀・一朱銀の新鑄・増鑄・改鑄に続き、正金においても、次第に1分未満の小額正貨の流通量が増加した⁵⁶。文政7年(1824)、はじめて一朱金が発行され、次いで、天保期と万延期にそれぞれ二朱金が発行されて、金貨が日用取引の場面で用いられることも増えていった。

小額貨幣の代表例である正銭も、明和8年から天保3年にかけて、その流通高は約2倍に増大している⁵⁷。幕府は寛永13年から幕末まで、そのときの年号と関係なく「寛永」の文字を入れた寛永通宝(1文・4文)を発行した、他にも宝永通宝(10文)、天保通宝(通称：当百銭、100文)、文久永宝(4文)などを発行した。また、幕府・朝廷の官許を得ないまま諸藩

が銭を密鑄したことも確認されている⁵⁸。

これらと並行して、藩札発行も増加傾向にあり、正貨節約の役割を果たした。数量的な把握は困難であるが、幕末維新时期、とりわけ明治2年から廃藩置県(同4年7月)にかけて、藩札発行が急増したことが指摘されている⁵⁹。藩札の多くが小額紙幣であり、正貨の補助的役割として主に藩内での経済活動に用いられた。幕府が正貨鑄造権を独占していたにもかかわらず、全国的な金融政策を十分に展開し得なかった近世期に、地域においては藩札が弾力的な貨幣供給を果たして経済発展を支えたものと評価できる。小額貨幣は日常的な取引において利便性が高く、小額幕府鑄貨および藩札の流通高増大はそれだけ日常的に貨幣が使われるようになったことを意味している。ただし、すべての藩札が小額紙幣だったわけではない。一部の地域(「銭遣い経済圏」など)では高額な藩札が発行され、補助貨幣的機能の枠を超えて通用していたことが知られている⁶⁰。

こうした幕府・諸藩の小額貨幣供給に支えられる形で、商品取引量も一層増大していったのである。

1-5. おれをつかう：藩による紙幣の発行と普及

・藩札発行藩の増大と幕府の藩札統制

近世期における藩札は、正貨や米などの素材価値を有する物質との兌換が藩権力によって保証された紙幣である。正金を兌換準備とした場合、藩札の額面も金建てとなるのが通例で、その藩札は金札と呼ばれた。銀札・銭札も同様である⁶¹。米と交換することを定めた米札、^{かせいと}総糸と交換することを定めた総糸札を発行した藩も存在した。

藩札を初めて発行したのは、寛永7年(1630)の備後福山藩とする説が有力である⁶²。現存するものとしてもっとも古いものは、寛文元年(1661)の越前福井藩が発行した銀札であるが、その後も多くの藩が藩札を発行した。

宝永4年(1707)10月、幕府は元禄の改鑄で増鑄した幕府貨幣の普及をはかるため、藩札の使用を禁止した(札遣い停止令)。この頃までに、藩札発行藩は40以上にのぼっていた。

ところが、銀貨払底による銀高の継続や一般物価の高止まりの状況に直面すると、享保15年(1730)6月に幕府は方針を変更し、宝永4年以前に発行されていた藩札の発行を解禁した。そのうえで、藩札の通用許可年限を20万石以上の藩は25年、20万石以下の藩は15年と制度化した⁶³。さらに、元文元年(1736)には、元文の改鑄を増歩交換方式で実施している(1-3参照)。いずれも貨幣不足を緩和するための通貨調整策としての性格を有していた。

だが、宝暦5年(1755)4月になると金札の通用を停止し、同9年8月には銀札の新規発行と金札・銭札の通用期間延長を認めない姿勢に転じた。さらに寛政10年(1798)12月には、米札の新規発行・再発行を禁じた。以後、幕府は藩札発行を認めないとする基本的立場であったが、文政6年(1823)に紀州藩の銀札通用を認めるなど、個別の事情に応じて藩札発行を許可することはあった⁶⁴。

藩札発行が幕府への届出制であったことから、紙幣の発行権限を幕府が掌握していたとする見解もあるが、実際には届出を行わない藩も多く、特に幕末期、九州地方に対しては幕府の藩札統制が無効化していた⁶⁵。

そうして、廃藩置県までに少なくとも234藩が藩札を発行することとなった⁶⁶。藩の全数は時期によって増減があるが、明治維新时期には286藩が存在したので⁶⁷、8割以上の藩が藩札発行経験のある藩ということになる。

日本国内の金銀山は16世紀半ばより17世紀初頭にかけての期間が最盛期で、その後は全国的な産金・産銀量は停滞した。幕府は貨幣需要の高まりに対し、金銀貨の貶質によって貨幣供給量を増大させるしか方策はなかった(1-3参照)。それでも、貨幣供給の量的不足や地域的偏差が生じたため、地域の藩権力や商人は、藩札などの地域通貨発行によってその需要を満たすとともに、地域経済の活性化に努めようと企図したのである。

・藩札発行の目的

藩札発行の主要な目的は、(1)貨幣需要への対応、(2)財政赤字補填、(3)領内産業振興、の

三つである⁶⁸。

(1)貨幣需要の中には、貨幣全般に対する需要と、その需要に包摂される形で特定の用途に用いる貨幣への需要とがある。まず、前者について考えてみよう。

一般に、貨幣経済の浸透と商品流通の拡大が、人々の貨幣需要を喚起したと考えられている(1-2 参照)。貨幣を使用する人々が増加し、頻度も増えるなら、これまで通りの貨幣供給量では足りない。これは近世期を通じて看取される趨勢であった。

個別的要因から貨幣需要が発生することもある。たとえば、戦争や都市での消費増加などにより物価が上昇した場合、商品取引に使用される貨幣需要は増加する。貨幣供給量が変わらないならば、市場に貨幣が行き渡らなくなり、「金融逼迫」という状況に陥るだろう。

また、近世期にはしばしば貨幣改鋳が行われ(1-3 参照)、この際、古金銀(旧貨幣)を回収する原則があった。しかしながら、古金銀回収と新貨流通が同時に行われるわけではなく、そこには時差が存在した。地域によっても異なるこの時差が、貨幣供給量の一時的な減少をもたらした。

ほかに、明治初年に見られた特異な事例ではあるが、贋金流通に伴う正貨不信によっても貨幣需要は発生した。明治2年(1869)に贋金の流通が全国で流通した際には、人々は贋金かどうかの判別がつかなかったため、贋金のみならず正貨一般に不信が広がった⁶⁹。こうした事態は、真正と考えられる貨幣に対する需要を増加させた。

貨幣経済の浸透、商品流通の拡大、物価上昇、貨幣改鋳、贋金流通など、様々な理由によって、貨幣全般への需要が生まれたのである。

では次に、特定の用途に用いる貨幣への需要を考えてみよう。ここで想定されるのは、小額貨幣への需要である。貨幣経済が都市部のみでなく農村部にまで広まると、人々が日用取引に貨幣を使用する頻度は高くなっていった(1-6 参照)。そのため、人々の小額貨幣に対する需要は高まったと考えられる。幕府の鋳造する小額貨幣が増加したとはいえ、その発行と流通には時期的・地域的な偏りが存在した。上記の需要に対して地域毎に弾力的に応じる役割を果たしたのが藩札であった。

たとえば、17世紀の熊本藩領における基準通貨は銀貨であったが、それは領内庶民経済が活発でなく、小額貨幣の需要が低かったためである。ところが、a. 領内貨幣経済や石代金納の拡大、b. 幕府による銀貨の度重なる改鋳とそれがもたらした銀銭相場の変動、に伴い、次第に一定量の銭貨を「1匁」と勘定する銭匁勘定が慣行化されたという。岩橋勝氏は、こうした銭匁経済圏の熊本藩で、「一種の疑似藩札である独自の銭預り」が発行され、小額貨幣の過少供給に悩む地域の貨幣需要に応えたと結論付けている⁷⁰。

以上のように、広汎な人々の貨幣需要に応じることが、藩札発行の目的の一つであった。

(2)諸藩の財政については、開港以後困窮の度を深めたことが、研究史上たびたび指摘されてきた。財政窮乏に直面した藩にとって、藩札発行は最も簡易で有効な解決方法であった。中村隆英氏の推計によると、明治元年前後における277藩の貢米収入総額は2,822万両、これに対し藩債総額は6,691万両であったという⁷¹。

ただし、「銀主」(大坂両替商などの大名貸商人)と良好な関係を築き、藩政改革(=財政再建)に成功して雄藩化した藩も存在するので、中村氏の推計を全藩的な財政赤字と理解するのは正確ではない。莫大な債務はむしろ藩の信用力の高さを表しているのであって、その信用力の背景にある個別藩ごとの財政構造を検討すべきであるとの提言もある⁷²。大坂への安定的な廻米や幕府の要職就任等に裏付けられる形で「銀主」から高い信用を獲得した藩が借財をしたからといって、必ずしも窮乏したと見做すことはできない。

とはいえ、藩当局の主観としては、財政窮乏を藩札発行の目的とした事例が多く見受けられること⁷³を、ここでは指摘するにとどめる。

(3)幕末になると、領内特産物の移出を目的とした「国産会所」方式と結びつく形で藩札が発行されるようになる(次項)。すなわち、藩札を発行して生産者に貸し付け、特産物を国産会所を通じて集荷し、領外に移出、そして藩際通貨(「地域間決済通貨」⁷⁴)としての正貨を獲得する方法である。この方式によって、獲得した正貨を藩札の兌換準備とすることができたほか、領内の産業を振興する役割も期待できた。

・藩札による藩専売商品の買上

近世の専売制度は、諸藩が主に財政的理由から、領内で生産された商品や領外から移入された商品の販売を独占する制度である。専売商品の獲得形態としては、①藩が特定の商品を生産の段階から独占する「生産の独占」と、②藩自らが資金を出して直接商品を購入する「直接的購買独占」、さらに③藩が特定の商人に依頼して商品を独占する「間接的購買独占」という三つが存在した⁷⁵。

①の「生産の独占」については、さらに次の二通りに分けられる。①-a 藩が特定地域の農民に特定商品の栽培または生産を強制して独占する形態と、①-b 藩が藩営農場または工場を経営し、商品を独占する形態である。①-a の形態では、地理的・自然的条件に制約されて米作が不能な地域に対し、特定商品を生産させ、一部を年貢米の代わりに収納し、他を生活必需品や貨幣との交換によって独占する場合が多かった。初期専売の例として近世初頭より見られ、中期以降でも各藩で試みられた。

②を実行するにあたっては、専売機関および関係役人を整備し、生産地に出張所を設置する場合がほとんどであった。③も同様に専売機関を設置するものであるが、こちらは領内外の有力商人が専売機関の役人に任命されることとなる。そして、③の場合、買い占めに用いるために藩札が発行され、専売機関ないし有力商人が藩札発行を請け負って、正貨との兌換を保証することもあった。

②や③の形態で見られた藩の専売機関である国産会所や産物会所を通して、藩札を領内の商品作物生産者に貸し付け、生産物を集荷し(あるいは買い取り)、他藩に移出して「地域間決済通貨」を得るシステムを「国産会所」方式と呼ぶ。この方式がうまく機能すれば、藩札を発行することで正貨が手に入り、さらにその正貨を藩札の準備金に充てて藩札の価値下落を抑えることができた。

諸藩の財政は幕末期になると、海防のための軍役、藩主上洛などの外交、そして長州戦争に伴う軍備力拡充、といった支出が嵩み、これまで以上に逼迫した。これらの財政支出は「地域間決済通貨」である正貨で行われなければならなかったため、諸藩は正貨獲得を至上目的として財政再建を図った⁷⁶。財政窮乏—それも藩際通貨を必要とする類の一に陥った諸藩はその打開策として、「国産会所」方式に基づく藩札発行を活発化させていったのである。

一部の雄藩を除けば、専売制度に基づく生産・購買の独占は困難であった。そのため、「専売制度」と言っても、独占の販売から一步後退して、運上・冥加を徴収する流通規制にとどまっている藩が多い。この方法でも、専売機関を通さない私的な商品流通を統制することによって、利潤をあげることは十分可能であった。

・円滑に流通した藩札、札崩れを起こした藩札

藩札の中には、円滑に流通して地域の経済活動を活発化したものもある一方で、札価が下落してかえって流通を阻害するような藩札も存在した⁷⁷。

延宝2年(1674)以来、銀札発行の歴史を持つ但馬国出石藩では、享保15年(1730)の再発行にあたり、10匁、5匁、1匁、5分、3分、1分の銀札を発行した。中でも、豆板銀が実際に授受できる下限単位である1匁以下の札が多い。領内の小額取引に利用しやすいよう発行されたものであり、出石藩札は実際、一時期を除いて円滑に流通したとされる⁷⁸。

一方、伊予松山藩では、18世紀初頭からしばしば銀札発行を試みたが、いずれも定着せず、享保15年(1730)発行銀札は、3年後には5分の1から15分の1にまで札価が低落した⁷⁹。

中津藩では、享保の入国以来藩札が流通しており、札価も化政期を除けば安定していたと言われているが⁸⁰、廃藩置県前には下落傾向にあった。藩札相場を覚書の形で記載している『千原家文書』の「日記」によると、明治3年(1870)10月11日条に、「昨日」までは中津札1匁=銭57文であったものが、「今日より五十文ニ而受取」とあり、さらに翌月の閏10月4日には48文まで下落した⁸¹。安政5年(1858)から1匁=57文通用だったので、明治3年10月までは札価は安定し、それ以降急激に下落したことが知られる。ただし、この事例は、中津藩の領外にあたる日田地域での相場を記したものであるため、領内藩札相場は異なる動向を示していた可能性がある。

札価がどの程度の実質的価値を有するかは、様々な要因が関係するため一概には言えないが、藩札が領内で安定して流通するためには、少なくとも、①藩札の引請元において藩札の兌換準備金が十分にあり、あるいは十分にあるという情報が領民に共有されており、いつでも兌換に応じられる信用が担保されている、②地域の小額貨幣が欠乏しており、新たに供給される小額の藩札が地域の経済活動を媒介する、③発行主体(発行名義人)の法的政治的強制力が著しく高い、上記のいずれかの条件が必要であった。また、藩札が本来通用を保証された領域の外にあっても、その藩札(他領藩札)と他の諸貨幣との両替を行う商人

が存在すれば⁸²、その藩札は額面通り授受された。

・私札

近世期、幕府・大名・旗本などの領主層が発行に直接関与せずとも、各地では自生的に私札が発行された。発行主体別に寺社・公家札、町村札、宿駅札、鉾山札、私人札、と分類するのが通例である。

17世紀初頭に、伊勢神宮外宮の門前町山田において祈祷師(御師)等が製造・発行した山田羽書は、日本における最古の私札と考えられている。割符に代表される中世の手形類との相違は、様式・文様の統一化および額面金額の定額化という点である。山田羽書は、紙という媒体を貨幣価値の移転手段として利用することを広く普及させたにとどまらず、定型化・定額化を通じて交換手段としての認証性や流通性を高めたものと評価されている⁸³。

山田羽書の製造・発行は、当初は別段の権力組織を背景としていなかったものの、寛政2(1790)年以降、山田の地を治める山田奉行所が直接管理する体制に移行した。その体制の下、発行ルールや券面様式等が厳格化され、偽造防止技術も組み込まれたことで、山田羽書の信用が維持されるようになった⁸⁴。

山田羽書を嚆矢として、17世紀に伊勢国、大和国、摂津国などの諸地域において相次いで私札が発行されたが、こうした初期私札は、神領の故をもって官許された山田羽書以外は総じて消滅したと考えられている。

その後、文政の改鑄以降に私札発行は再び活性化する⁸⁵。全国的な発行状況はいまだ把握されていないが、「札元」(引請元)を基準に分類すれば、少なくとも1,231種が遺蔵・確認されている⁸⁶。そのうち、全国的に見ても私札発行の多い播磨国では、鉾山札10、寺社札15、宿場札11、町村札139、の発行が確認できる⁸⁷。私札以外に、同国の領域では24の藩札(一橋家、飛び地発行藩札含める)、10の旗本札、が発行されており、これに幕府鑄貨を加えれば、近世期における貨幣の発行主体の多様性が容易にうかがえよう。

・幕府紙幣

開幕以来、紙幣発行を一度も行わなかった幕府であるが、最幕末には江戸横浜通用金札と兵庫開港金札を発行している。また、実現しなかったものの、関八州通用金札の発行も企図された。

江戸横浜通用金札は、慶応3年(1867)8月、銀座が発行名義人となり、三井御用所が引請元となって発行された幕府紙幣である。これは幕府の対外支払い用の紙幣で、三井御用所が発換準備金を用意し、幕府が関税収入によって得た正貨を順次三井組に払い下げる仕法であった。ところが、開港地では国際決済通貨である洋銀が流通しており、江戸横浜通用金札の国際的通用力は皆無に等しかったので、必然的に金札を受領した外商は兌換請求を行い、多くの金札は三井御用所に還流することとなった。

続いて幕府は、同年10月に関八州通用金札の発行令を出している。内容は、金札の通用

期間を 3 カ年と定めるとともに、期間以内の兌換を認めず、期間満了後は三井御用所において正貨と引き換えるという趣旨であった。通用期間内の兌換を停止することで金札の早期還流を防ぐ目的であったが、この金札は実際には発行されず明治維新を迎えることとなった⁸⁸。

兵庫商社金札は、兵庫商社が発行した紙幣である。長らく延期されていた兵庫開港が慶応 3 年 12 月 7 日に実施されることとなり、幕府の貿易統制政策の一環として、同年 6 月 5 日に兵庫商社が設立された。鴻池(山中)善右衛門、加嶋屋(広岡)久右衛門、加嶋屋(長田)作兵衛の三名が商社頭取となり、ほかにも米屋(殿村)平右衛門や北風荘右衛門ら、大坂・兵庫の豪商が多数参画して商社を構成した。幕府は彼ら社員に対して金札 100 万両を発行する権利を与える代わりに、兵庫商社の経営と上納金の納付を命じた。兵庫商社金札の種類は 100 両、50 両、1 両、2 分、1 分の五種類で、発行期日は慶応 3 年 11 月である。ところが、発行の翌月には大政奉還の上表がなされたため、予定額にはほど遠い 1 万両しか金札は発行されずに事業は終わってしまった⁸⁹。

これらの幕府紙幣は、流通期間も流通額も極めて限定され、その政策的な効果はほとんど発揮されなかったものと考えられている。しかしながら、貨幣史の文脈で見たとき、①日本史上初の中央政権が発行した紙幣として、また②鑄造貨幣中心の幕府の貨幣政策に転換を促したものとして、注目される。横浜・兵庫という開港地において局地的に貨幣需要が増大する中で、弥縫的にはあるが幕府がその貨幣需要に応じようとしたものであって、従来の藩札許認可とは異なるより積極的な地域経済介入として評価されよう。

1-6. 節季払い：江戸時代の貨幣の使われ方

・都市での貨幣の使われ方

近世期、三都と称されたのは江戸・大坂・京都であるが、それら三都の町人の多くを占めたのが裏店に住む人々であり、その代表的な職業が「其日稼」であった。「其日稼」とは、自分の店舗を持たず、商品を売り歩いたり(振売、^{ふりうり}棒手振)、短期契約の肉体労働や雑務など(日雇)^{ひよう}を生業にする者たちのことである⁹⁰。『柳菴雑筆』(嘉永元年(1848))には⁹¹、百姓、大工、商人とならんで「其日稼」の者の生活について記載がある。

ある男は、毎朝、菜籠と銭 600～700 文を持参して市場に行く。そこで、蔓青(かぶ)・大根・蓮根・芋を購入し、町を練り歩いて販売する。いわゆる棒手振の野菜売りである。一日中売り歩き、日没の頃に帰宅する。もし、菜籠の中に売れ残りがあった場合、翌朝の朝食となる。帰宅後は売上金の仕分けを行い、まず、翌日の元手金を取り除き、次いで房賃(家賃)の分を竹筒に入れる。そして、精米の代金 200 文、味噌・醤油の代金 50 文を妻に渡し、菓子^{たな}の代金として子供に 12～3 文渡す。こうして残った金額は銭 100 文か 200 文程度であるという。仮に元手金を 700 文、残金を 200 文とすると、一日の支出は 1 貫 163 文、1 年 354 日(太陰暦計算)で 411 貫 702 文ほどとなる。仮に、何らかの理由で「其日」の「稼」がなかった場合、もしくは翌日の仕入れ資金に満たない場合、100 文につき 1 日の利息 2 文あるいは 3 文で、無担保で借り入れることが可能であった。もちろん、醤油・味噌を毎日購入するわけではなく、臨時の支出もあるだろうが、「其日稼」の者たちは文字通り「其日」の「稼」で生活し、日々貨幣を用いていたことがわかる。

一方、大工の例はどうであろうか。大工の給料は 1 日 4 匁 2 分、飯米料(食事代)として 1 匁 2 分支給された。旧暦の一年 354 日のうち、正月・節句・風雨で仕事のできない日を合わせて 60 日ほどは休んだというから、294 日働いたとすると、銀 1 貫 587 匁 6 分となる。夫婦と子供一人いると仮定し、飯米は一年で 3 石 5 斗 4 升(貨幣換算で 354 匁)、房賃(家賃)^{たなちん}120 匁、塩・醤油・味噌・油・薪炭の代金 700 匁、道具・家具代 120 匁、衣服 120 匁、手紙や祭祀・仏事・布施に関わる費用 100 匁、を計上している。すると、合わせて支出が 1 貫 514 匁となる。嘉永期の金相場で換算すると(1 両=60 匁)、1 貫 514 匁は約 25 両 1 分に相当する。

商人の例では、妻子・親族・下女ら合わせて 8～9 人の利貸業を行う商家を想定している。精米は 1 年で 14 石 4 斗(貨幣換算で 15～6 両)、味噌 1 両 2 分、醤油 2 両 1 分、油 3 両、薪 4 両 2 分、炭 3 両 2 分、大根漬 1 両 3 分、蔬菜・家具の代金として 14～5 両、衣服 17～8 両、建築・修繕費 6～7 両、奉公人に支払う給料 8～9 両、地代 22～3 両、合わせて 100 両あまりを支出することになっているとしている。

いずれの例にしても、都市の住人にとっては食費と家賃が大きな支出費目であったという点と、年貢を免除されていた点⁹²、村方の住人との差異であろう。彼らは、貨幣を用いて精米などの商品を毎日購入していたのである。

また、江戸には参勤交代によって各地から膨大な数の武士が集まっていた。当時の江戸

の都市社会を考える上で、勤番武士の生活や行動の検討も不可欠であろう。この勤番武士について、かつては①無粋な田舎者で、②職務が少なく余暇を持て余している、というイメージが形成されていたが、岩淵令治氏は八戸藩の上級武士・遠山家の日記を材料として、外出日数や時間を制限される中で日常的な買物や娯楽を楽しむ新しい武士像を提示している⁹³。

遠山家は、石高 100 石、のちに加増によって 125 石となった八戸藩の上級武士で、目付・寺社奉行など藩政の中核的役職を務めた家柄である。江戸滞在中の日記が残されており(文政 11 年—元治 2 年)、日記の期間中、完全な休日は約 20%、ほぼ五日に一日程度に過ぎなかったという。

勤務以外の時間帯であっても屋敷の出入りには諸種の制限があり、たとえば「私用の他出」は一月に三度まで、外出の時間は「朝六ツ時ヨリ夜五ツ時」(朝六ツ=5~6 時、夜五ツ=19 時半~20 時半)まで、と定められていた。年間で外出可能な日数は 36 日という計算となる。すなわち、江戸詰の藩士たちは、勤務時間外であっても何らかの形で屋敷内に拘束される時間が多かったのである。これは、外部社会との接触による喧嘩や放蕩などを回避する藩側の規制的意味合いも込められていると考えられている。

ただし、そのように自由な外出を楽しむ状況が制限されていた中でも、可能な限りで買物や娯楽を楽しんでいたことも事実である。遠山家は、八戸藩上屋敷のあった麻布市兵衛町(現、東京都港区六本木一丁目)を中心として、半径 2km を生活圏としつつ、銭湯・髪結などに頻繁に通っていた。買物も、松坂屋(芝口店)をはじめ、馴染みとなっている商家も多く、特に愛宕社界限や増上寺界限には、参詣・見物も兼ねて足繁く通っていた。銭湯への外出については比較的制限が緩やかであったため、勤番武士は、銭湯への外出として行動可能な範囲で、買物や娯楽を満喫することができたようである。

ほかに、和歌山藩勤番武士・酒井伴四郎の日記から幕末期江戸の生活文化を復元した青木直巳氏は、次のような事例を紹介している⁹⁴。万延元年(1860)11 月 14 日、伴四郎は銭湯に行き将棋をさしたのち、夕飯の代わりにそばを食べ、寄席で四本の浄瑠璃を聞いた。ところが門限を過ぎてしまったため、門番へ「まいない」(賄い)として 100 文を渡して門を通してもらおうとした。だが持ち合わせがなかったために、近くの漬物屋を起こして銭を借りたのだという。ここでは、銭湯が将棋をさす空間でもあったこと、幕末期の和歌山藩邸では外出制限の規則が緩んでいたこと、武士は商家から日常的に借金をしていること、などが読み取れる。おおよそ、銭湯の 2 階に上がって 8 文、湯に入ると 8 文、菓子は 1 つ 8 文、であったと言われており、こうした価格体系が存在すること自体に、銭湯が単なる衛生施設ではなく、地域住民の交流の場として機能していたことを表している。

また上記のように、そばは幕末の江戸において人々に広く親しまれる食文化であった。青木氏によれば、握りずしが 1 個 8 文ほど、そばもかけや盛りは 1 杯 18 文で食べることができたという⁹⁵。このほか、そば屋のメニューには天ぷらそば 32 文、上酒 1 合 40 文などがあり、伴四郎も 1 年間に 31 回もそばを食べているが、そのうち 14 回は酒も一緒に飲ん

でいる。

遠山家と同じく伴四郎も、髪結には頻繁に通い、月に 7 回ほど髪を結っているが、同宿している勤番武士に 1 回 20 文で頼んでいる。髪結床では若干高くなるだろうが、それでも比較的安価な娯楽に含まれよう。芝居などは当時から少し贅沢な娯楽で、伴四郎の場合、1 回につき 1 貫 400 文～2 貫 500 文程出費している。

勤番武士にも遠山家のような上級武士や伴四郎のような下級武士がおり、彼らが食べるそばはそれぞれ価格が異なる可能性はある。また幕末期江戸の状況をどの程度普遍化できるかという問題もあるが、以上の事例に関する限り、武士たちの生活と娯楽の中に、貨幣が深く浸透していた様は見取れよう。

・村で使われたお金

近世期の租税体系は米納年貢が基本であるが、米作単作では生計の成り立たない地域では、早くから米の代わりに貨幣で年貢を納める石代金納が進展し、その結果貨幣経済が浸透した。ここでは、二つの事例から、村人の貨幣使用の頻度と、家計収支について見てみたい。

まず一つ目の事例は、信濃国諏訪郡瀬沢村(現、長野県諏訪郡富士見町)の坂本家である。

瀬沢村の支配は、近世期を通じて高島藩(諏訪藩)領であった。高島藩の租税収入の内訳を見ると、正米(現物)が三分の一で、残りは①代米納、②振替上納、③買上納となっている。①は、米の代わりに大豆・蕎麦・油荳で納入すること、②は、藩に雇われたときに発行される小手形や証文払・武家奉公人の給米の手形で納入すること、③は、村方が藩の定めた相場で払米(実際は米手形)を買い取ることで、実質的な石代金納である⁹⁶。③に見られるように、貨幣で租税を納入する金納が、一定程度浸透した地域であった。

信濃国諏訪郡下には瀬沢村を含め 31 カ村、一村平均 154 石の小規模の村々が広がっていた。総じて商品作物の栽培はあまり盛んでなかったが、村々の経営は、出稼ぎ・山稼ぎなど多様な生業が農業と組み合わさっていたという⁹⁷。生業の多様性が、租税納入の多様性にも表れている。

さて、瀬沢村の坂本家は、代々村役人層の家柄で、石高も村内最上層である。しかしながら、飛び抜けた大地主というわけではなく、また、村役人を務めることが多かったとはいえ、無役の期間のほうが長い。ほかの村人たちからそれほどかけ離れた存在ではなかったと言えよう。同家には、18 世紀以降、毎年作られた「金銀出入帳」「大福帳」が残っているため、村方における貨幣の使用頻度の変遷を追うことが可能である。

坂本家の場合、編年的な変化というより、むしろ当主の経営方針に応じた変化が確認できる。二代当主・嘉兵衛は、積極経営方針をとったと言われ、安永 4 年(1775)では年間 374 日(閏月があるため)毎日貨幣の出入りがあった。三代当主・嘉兵衛の代になると、消極的な経営方針に転換したというが、それでも幕末に至るまで年間 210～230 日は貨幣を使用した。

では具体的にどのような場面で、貨幣を用いたのであろうか。坂本家では、米を中心と

する農産物を毎年販売し、小作料も一部は貨幣で受け取っていた。支出面でも、日雇い・奉公人の雇用や、種子や農具など農業生産に関する支出を貨幣で行っていた。ほかに、衣・食・住の様々な場面で貨幣を使用しており、こうした貨幣経済の浸透が、「お金がなければ三日と暮らせなかった」状態をもたらしたのである。

次いで、二つ目の事例として、大和国吉野郡田原村(現、奈良県宇陀市)の事例をあげたい。

田原村の支配は、18世紀末より幕府直轄領である。地理的な要因から、奈良盆地の農村と比べて田植えの時期がやや早く、18世紀初頭にはすでに金肥が投入されていた。二毛作率はかなり低く、木綿作は行われていない。農間余業としては、柴刈や縄苅作り、「麻苧かせ」(青苧から麻糸を紡ぐ賃仕事)などが行われていたことが確認できる⁹⁸。

当村の「去卯年御田畑出来作物書上帳」は、「去卯年」すなわち文化4年(1807)における村内全戸の世帯収支をその翌年に調査したもので、宗門人別帳とは異なる実質的な世帯構成や、作物の収穫高と貨幣換算、支出の内訳、が全村的に判明する、稀有な事例である⁹⁹。

注目されるのは、穀物などの収穫物を一定の換算率で貨幣価額に直している点である。田原村ではほぼ機械的に表2のように割り当てて計算している。そして、1年間の1人あたり食事量を米0.8石+麦飯1石と設定し、「飯料」(食費)を銀81匁として算出している(1月あたりだと6.75匁)。

個別の事例で言うと、たとえば村内の村役人層である「善蔵」の収支を見ると、7人家族で年間567匁の飯料がかかっており、ほかに1,035匁の上納高・小入用(年貢や村入用などの諸役)を支払っていることがわかる。米以外にも多様な商品を生産しているが、この年は帳面上赤字となっている。

村内で一定の作物単価が設定されたということは、農産物の流通市場が村方にも形成されていたことを示唆する。また、奉公人への「給銀」の支払いや、農具代・肥料代も計上されており、先の事例と合わせて考えてみても、これらが貨幣によって支払われたと見做すことは十分に現実的な推測であろう。

なお、「善蔵」の収支では、年間の給銀として380匁が計上されているが、これは1ヶ月に31.6匁あまりの支払いということになる。「善蔵」家は、宗門改帳では3人世帯であるにもかかわらず、「去卯年御田畑出来作物書上帳」では7人が同居していることになっている。この差4人が下女・下男だとすると、1月あたりの給料は

表2 大和国吉野郡田原村の作物価格

種類	単位	価格(匁)
畑稻	1石	80
米	1石	70
種	1石	60
小豆	1石	55
大豆	1石	50
小麦	1石	40
麦安	1石	40
麦	1石	25
荒麦	1石	25
きび	1石	30
粟	1石	30
ときひ(唐黍)	1石	30
空大豆	1石	30
あんどう	1石	30
たばこ	100斤	60
	1駄	126
和薬	100斤	40
白芷	100斤	40
木香	100斤	40
けいごい(荆芥)	1貫目	0.8
いも	1荷	3
大根	1荷	3
	1駄	8
山芋	1駄	30
茶	1駄	30
	1本	5
牛房(券)	1貫目	0.5
	1駄	20
わた	10斤	20
	1貫目	25
苧	1貫目	15
楮木	10貫目	2
まめば	10貫目	4

出所:木下光生「一九世紀初頭の村民世帯収支—大和国吉野郡田原村の事例から—」(『奈良史学』30号、2013年1月)9頁。
注:白芷、木香、荆芥は漢方薬の一種。1石=180匁、1斤=600g、1貫=3.75kg、と換算するのが通例だが、「わた」の計算には矛盾が生じる。

7.9 匁となる。1月1人あたりの食費の目安は6.75匁なので、彼らは非常に余裕のない暮らしをしていたものと予想される。

このように18世紀以降、都市部のみならず村方においても、広範な貨幣使用を認めることができる。

・節季払い、付払いなど

貨幣流通には季節的な偏向があり、たとえばある程度貨幣経済の浸透した農村部では、農作物の収穫期にその売払い代金として貨幣が流入し、年貢上納期になると貨幣は流出するという傾向にあった。農民層は、一年を通じて日用品の買物を行いたくても、貨幣取得の機会が少なかったため、支払い手段が制限されていたわけである。こうした人々の貨幣支払いと貨幣取得の時間的ズレを埋める役割を果たしたのが、付払いのシステムである。人々は取引先に対して支払いを猶予してもらい、貨幣を取得した際に支払う、という慣例が近世期には一般的に成立していた。盆と暮の二回に支払うことが多く、節季払いとも言う。

消費者が付払いをしてその金額を控えた帳簿を「通帳」と呼び、反対に商家が販売物を売掛けしてその金額を控えた帳簿を「売掛帳」と呼んだ。帳簿を作成して付払いする慣行は現代まで続き、地域にとっては貨幣の節約、消費者にとっては支払いの猶予、販売元にとっては売掛利息の取得、などの利点があった。ただし、商家(=販売元)にとっては売掛金が回収不能になるリスクが伴い、必然的に消費者と商家との間における信頼関係が求められることとなる。では、近世期の商家はどのような形でこのリスクを回避しようとしたのだろうか。

江戸の呉服商・白木屋は、社内規則とも言うべき「規矩」によって売掛けのリスクに対する店員の注意を喚起している¹⁰⁰。馴染みのない客はもちろん、数年来の得意先であっても、時により心変わりするので、油断は禁物であるとしたうえで、新しく掛商いをしたいという客がいた場合、掛方の上司に相談のうえ、①販売高のおおよその上限を決める、②帳面に印形を押す、③年2回の決算時に勘定を全部済ませる、④二期(盆・暮れ)に差引残りがあるときには、それが決済されないうちは販売しない、という契約を結ぶよう言い渡している。また、支払い能力のみでなく人柄を見極める必要を説く一方で、実直な人物であっても妻子がいない独身者は頼みが少ない(いざというときの近縁者が少ない)ので、売掛金を多くするのはよくないと、独身者にも警戒の目を向けている。

こうして信頼に足る人物の付払いのみを認めて取引を行っていたが、白木屋の取引先は広く関東全域にわたっていたので、暮れと盆に売掛金を回収するにあたっては、「田舎役」と呼ばれる手代たちが掛取りの旅に出立することとなった。歳暮・中元のやりとりも兼ねて、得意先に挨拶回りをしつつ、売掛金を回収して回ったようである。

付払いを認める人物の選定には細心の注意を払い、そして売掛金回収の努力を行ったとしても、売掛金が焦げ付くことはあった。そうなった場合、白木屋は請人(保証人)に売掛金

の支払いを請求するが、それでも回収できないときは、最終的に売掛金が年賦証文に切り換えられた。一時的な「ツケ」ではなく、長期的な返済を求める貸借関係に移行したことを意味する。制度的には証文があれば奉行所や評定所に訴え出ることにはできたが、取り上げられず和解を勧告されたり、公的に訴訟が受理されないこともあったようである。

なお、白木屋の毎年の残掛け総額(売掛金のうち回収不能分)は1,700~1,900貫目ほどで、金建てでは3万両前後となる。天保期(1830-1840)以降、焦げ付きが常態化した。付払いをどのような人物に認めるか、そして売掛金をどのように回収するかは、商家の経営にとって重要な問題であった。

1-7. 両替屋のしごと：信用の発達と両替商

・幕藩体制下の遠隔地取引 大坂両替商の発達

近世期における遠隔地取引の主力商品は年貢米であり、中央市場は堂島米市場であった。そして、大坂が全国的米穀流通市場の中核として機能する上で、両替商(両替屋)の役割は欠かせなかった。

多くの大名が大坂に年貢を廻送する理由は次の通りである。石高制＝米納年貢制に起因する貨幣流通の季節偏向は、領主が年貢米によって入手しうる貨幣と、諸種の支払いに用いる貨幣との間に、時間的ズレをもたらした。一方、近世初期に蔵入地率の低下に起因する負債が発生すると、両者の間に量的ズレをもたらした。諸藩は、この二つのズレを埋めるための措置を求め、17世紀後半には、大坂廻米を担保とする形で大坂にて借財を展開するようになる。こうして、大坂への米穀廻送が領主財政を成り立たせる主要な手段となる構造ができ上がった¹⁰¹。大坂では本両替などが銀主として大名貸を展開し、資本蓄積を果たしていった。

ところが、米価下落がこの構造を根底から覆した。享保期(1716-1736)には、米作生産力の上昇を基底として、これに貨幣改鑄による貨幣流通量の減少が重なり、米価が下落した¹⁰²。さらに、宝暦11年(1761)を画期として展開される、幕府経済政策の主題であるところの年貢増徴策は、より一層の米価下落を導いた¹⁰³。米価下落は、藩の財政難の一因となり、財政難に陥った領主は、大名貸の返済を滞らせ、年賦返済への切り替えや、これ以上返済しないことを告げる「御断り」を断行した。米価下落は、藩債の利払いと元金返済に決定的な障害を与え¹⁰⁴、諸藩と大坂銀主との関係を悪化させたのである。

より本格的には、貨幣経済の浸透とともに進展していった大坂の米市場としての地位低下が、大名貸の構造を変質せしめた。いくつかの因果関係が想定できるが、貨幣経済の浸透が、①大坂／大坂以外の市場への特産物移出、②大坂以外の市場への米穀移出、③石代金納の進展ないしは貢租米の国売(領内販売)、などを促し、領主は米穀を大坂に廻送しなくとも幕府正貨を入手することが可能になったため、大坂の米市場としての地位は低下したと考えられる¹⁰⁵。ここにおいて、領主米の流通・市場関係を基軸とする形で編成される「領主的商品市場」が動揺し、大坂廻米と結びついた形で展開していた大名貸の形態も変容を余儀なくされた。

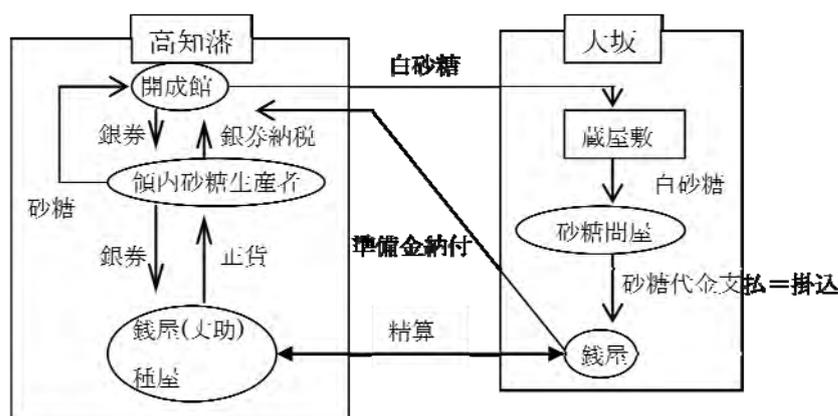
藤村聡氏が東北・北陸諸藩を検討したところによると、大坂に廻米し大坂で借財するという「廻米・借財一体型」に代わって、幕末期には「廻米・借財分離型」の藩が多く登場したという¹⁰⁶。領主が幕府正貨を入手する方法が多様化したことで、大坂で借財をするために大坂廻米が必須となるような状況ではなくなったと言える。また地域金融市場の成長に基づき、大坂で借財をしなくとも、地域の豪農商から借財をすれば藩財政が賄えるという現象も、一部見られた。

米を基軸とした「領主的商品流通」が動揺した幕末期には、代わりに「国産会所」方式(1-5

参照)が優位となって、それに適合するような形で市場環境は再編された。大坂両替商との関連で言えば、大坂廻米を担保とする大名貸のみでなく、特産物を担保とする大名貸が展開されるようになった。

例として高知藩と大坂両替商・銭屋佐兵衛家(銭佐)との関係を見てみよう¹⁰⁷。慶應3年、高知藩開成館は銭佐から1万5,000両の正貨を借り受け、それを準備金として銀券を発行した。この銀券は、藩が領内一般の通用を認めた藩札である。そして、銀券を領内の砂糖生産者に貸し付け、白砂糖を集荷し、大坂に移出した。大坂蔵屋敷では白砂糖の入札が行われ、その代金を銭佐が受け取っている。その際、高知藩領内の在地商人・種屋小平次が銀券の引替元となり、両者で為替が取り組まれるとともに、種小と銭佐の間に事前に貸し付けた分と砂糖代金との差額が精算される。図示するとおおよそ図1のようになるが、高知藩の特産物である白砂糖が大坂蔵屋敷に移出されることを前提に、銭佐が貸し付けを行ったことが知られよう。

図1



注：丈助は銭佐の手代であり、銀券発行の際に高知に出張滞在していた。

大坂の領主米入津高は天保期以降減少していくが、それは直接には諸藩と大坂両替商との断絶を意味するものではなかった。大坂廻米をしない代わりに、領内の特産物生産を奨励して大坂に移出する「国産会所」方式が機能する場面も多く、これを背景とする遠隔地取引と大名貸は幕末期に大いに展開したのである。

・銭両替

大坂では、本両替仲間が金相場会所において銭を売買し、銭1貫文につき銀何匁という銭相場を毎日建てていた。この銭相場が触相場として本両替の得意先に通達され、それに基づいて銭の売買が行われた。庶民金融を担った銭両替については従来、「兼業で資力は小さく、売溜銭で小両替を行い、本両替はこれを蔑視して取引しなかった、というイメージ」が根付いていたが、中川すがね氏は本両替の重要な取引先として銭両替を再定置している。

両替商以外の者も、この大坂銭相場を参照しながら、地域内・仲間内において通用相場を形成した¹⁰⁸。

銭相場の推移については、新保博氏が詳細な検討を行っている¹⁰⁹。大坂銭相場は、享保末期には銭1貫文につき銀12匁を示していたが、元文の改鑄を契機として暴騰し、元文3年(1738)には21匁にまでのぼった。元文の改鑄では、これまでの正貨に比べて品位の劣る金貨・銀貨が大量に発行され、このとき①銀貨の価値が下落したため、そして②貨幣供給量の急激な増大と物価上昇によって小額貨幣不足という事態が引き起こされたため、相対的に銭相場が上昇したと考えられる。

その後、幕府による銭貨の増鑄が実施されると銭相場も落ち着いていく。明和期(1760年代末)以降の銭相場は継続的に下降し、安永8年(1779)には9匁台に落ち込んだ。これは、同5年(1767)から始まった真鍮4文銭制定・発行(寛永通宝)によって、小額貨幣が供給されたことによるものであろう。以後、銭相場は下落傾向にあったが、幕府による貨幣改鑄政策が銭相場の変動をもたらすものであったことが知られる。

・振手形

近世期、商人は両替商宛に振り出す振手形を発行した。これは両替商による信用供与である。商人は手持ちの資金がなくとも、振手形を発行し商品取引に用いることができた。一方、両替商が商人からの預り銀に対して、自己の責任において発行する手形が預手形である。振手形は預手形とともに、高額取引や隔地間取引の際に積極的に利用された¹¹⁰。

たとえば、幕末期の米穀肥料問屋・廣海惣太郎家の事例では、仕入れにおいて手形による支払いが平均44%にもものぼったことが指摘されている¹¹¹。廣海家は、大坂手形市場の周辺部分に位置する貝塚町にあって、北前船などが大坂諸港湾に持ち込む米穀・魚肥を購入して湾岸地域に販売していた商家である。その代金決済のために、大坂・堺の両替商と取引を行い、振手形を用いたのである。近世大坂では、その周辺部も含め、振手形の流通を担保するような商人達の緊密な信用関係が築かれていたと言えよう。

・包金銀

幕府への上納や公用取引のため、一定額の金・銀貨を和紙で包装し、額面や包装者の署名・封印を施した形態を包金銀と言う。包封は金座・銀座で行われたほか、三都の両替商が同様の包封を行って一般に流通させる場合もあった。

三都以外の城下町においても、近世初期には、金見・銀見・判屋・天秤座・掛屋などの特権商人が、灰次銀や砂金など領国貨幣の調製、極印打ちや包封、また真贋の鑑定を行った。たとえば岡山では万治3年(1660)の時点で、金見助兵衛の「備前包」という信用ある銀包があったことが知られる¹¹²。

秤量貨幣である銀貨を包封する場合、取引毎に貨幣の重さを量る手間が省けるという意義があるが、計数貨幣である金貨にはそのような意義はない。民間あるいは諸藩によって

私鑄された「贋金」や、幕府によって正規に発行されたにもかかわらず粗悪な品質から「悪金」と呼ばれた貨幣が容易に出回る近世期において、包封という行為は、両替商による信用付与の側面が強かったと考えられる。ほかにも、包封の過程で老朽・破損した金銀貨を流通経路から排除したり、改鑄金銀貨の流通を促したりするような、正貨の利用に付随する取引コストを削減する効果をもたらした¹¹³。

ただし、本来信用が担保されているはずの包金も、贋金の流通が一定量を超えると、その信用力は低下する。上田藩領内では、明治 2 年に贋金が大量に流入し、包金の中に贋金が混ざっていた事例が確認できる¹¹⁴。明治 2 年には、両替商でもない民間人が「包金」を開封して、中身を確認し、贋金と判断するところまで、正金の信用不信が進行していた。幕末維新期の動乱の中で、多くの両替商が閉店・休業することとなり、両替商による信用付与の機能が制限されていたことも、その一因であろう。

2. 近代

2-1. 幕末開港：幕末維新期の貨幣流通

・世界市場との出会い

17世紀前半、相対的に銀価格の高かった中国に、日本の銀は流出し続け、同時に日本と並ぶ当時の国際的銀産出地である中南米の銀も、大量に中国に流入し続けた。そのため、対中支払い手段である銀の国際的価格は急激に下落し、銀価格は不安定なものとなった。幕府がこうした国際取引における銀価の不安定性を克服し、銀鑄貨の品位の一貫性を全国にわたって維持することができたのは、国際通用する諸貨幣から日本の貨幣市場を切断し、さらに貿易全体を幕府の管理下に置き、交易品目と交易への支払い手段を掌握することによって、国際通貨の国内への影響を遮断することができたためである¹¹⁵。

したがって開港の際には、国際通用する諸貨幣と国内通貨との調整が必要となった。開港直後の金貨流出と、その前後における貨幣発行政策に、そうした調整過程を見ることができる。

17世紀初頭において約1:10であった国内金銀両貨の比価は、元禄期以降、貨幣改鑄の都度に変化していく。開港直前の時期に流通していた保字小判一枚(=1両)と天保一分銀四枚(=1両)は、おおよそ地金1:地銀4.6の金銀比価であった。当時の国際比価(ロンドン銀塊相場)が1:15.6であったことを鑑みると、国内金相場は著しく低かったと言える¹¹⁶。

安政5年(1858)6月19日、日米修好通商条約が締結されると、第五条により同種同量交換の原則が定められた。これは、金貨は金貨と、銀貨は銀貨と、その量目(重さ)のみによって関連付け、自由な取引を承認するものである。当時、国際取引で主に用いられた貨幣は洋銀と呼ばれる1ドル銀貨である。うち横浜に流入した洋銀は、量目416.5グレイン(約7.2匁)、品位898/1000、純銀量374グレインのメキシコドルであった。対して、国内銀貨の主流であった天保一分銀は、量目2.3匁(133.4グレイン)、品位989/1000、純銀量2.27匁であったので、洋銀100枚=天保一分銀311枚(おおよそ洋銀1枚≒一分銀3枚)と交換される取り決めとなった。

金貨で言うと、アメリカの1ドル金貨が量目25.8グレイン(0.4匁)、品位9/10であったのに対し、保字小判は量目3匁、品位568/1000であった。すなわち、アメリカ国内では洋銀100枚=100ドル=金40匁(地金36匁)にしかならないが、日本で洋銀→天保一分銀→保字小判と交換すると、77.75両(地金132.486匁)となる。そのため、外国商社は競って洋銀を持ち込み、金貨を流出させた。これが、開港直後に金流出が起こったメカニズムである。

幕府は、同種同量交換の原則で開港した場合、金流出が起こることを事前に予測し、開港前の安政6年6月1日に、量目3.6匁、品位847/1000の安政二朱銀を発行した。同種同量原則によれば、安政二朱銀二枚(=1分)が洋銀一枚と交換されることとなるため、金流出は抑えられるはずであった。しかし、これは外国商社の購買力を三分の一に減ずることとなり、その抵抗にあって、すぐに通用停止となってしまう。

その後、万延元年(1860)正月 19 日、保字小判 1 両を 3 両 1 分 2 朱、保字一分判を 3 分 1 朱、などの割合で通用することを令し、金貨価値の引き上げという形で調整をはかった。さらに、同年 4 月その割合でもって新貨を鑄造し、万延の幣制改革が完了する。これによって、金銀貨の比価は 1:15.29 となり、金貨流出の根源は除去された。したがって、金貨流出の可能であった期間は、最大限にとらえても安政 6 年 6 月 2 日の開港から万延元年 1 月末日までの約 8 カ月間のことである。

この時期の流出額については、古くは、阪谷芳郎氏が 1 億円～1 億 5,000 万円という推定を出しているが¹¹⁷、それを嚆矢にこれまで様々な推計がなされてきた¹¹⁸。

石井孝氏は、幕府による横浜への一分銀廻送量を、洋銀との交換に用いられた額と見なし、そこから輸出品への外国商社支払い分と輸入代価全額を差し引いたものを金貨流出量としている。金貨流出は、まず洋銀を一分銀に交換し、その後一分銀から小判に交換する経路を辿るので、そのうち「洋銀→一分銀」という一般的経路に注目して幕府によって洋銀が交換された量を分析すれば、おのずと正金流出量も判明するというわけである。その手法で、石井氏は金貨流出量を 30 万両内外と推定した¹¹⁹。

この推計には石井寛治氏から批判があり、後に石井孝氏も修正している。石井寛治氏が説明するところによれば、安政 6 年 12 月から翌万延元年 2 月にかけて、幕府による横浜への一分銀供給は復活するも、金貨仕入の利益率は 50%を割り、その反面、イギリス本国へ送った生糸が極めて好評で高値に売れたニュースが横浜に届き始めたため、相対的に不利な金貨取引を苦勞して行う必要がなくなったという。したがって、石井孝氏の推計に関し、「上記推定輸出総額は過小と思われるし、輸入品代価支払を全て金貨によるものとする 것도非現実的な仮定」と批判しているのである¹²⁰。

批判を受けて、石井孝氏は自説を改め、金貨流出期間を安政 6 年 7 月 9 日から万延元年 1 月 17 日までの 5 ヶ月余り、金貨流出量を 10 万両内外と訂正した¹²¹。これは少なくとも天保小判 10 万枚、地金にして 170,400 匁(=10,990,800 グレイン≒712,192g)に相当する。開港直後の金流出額は、研究が進展するにつれ大幅に下方修正されてきたと言える。

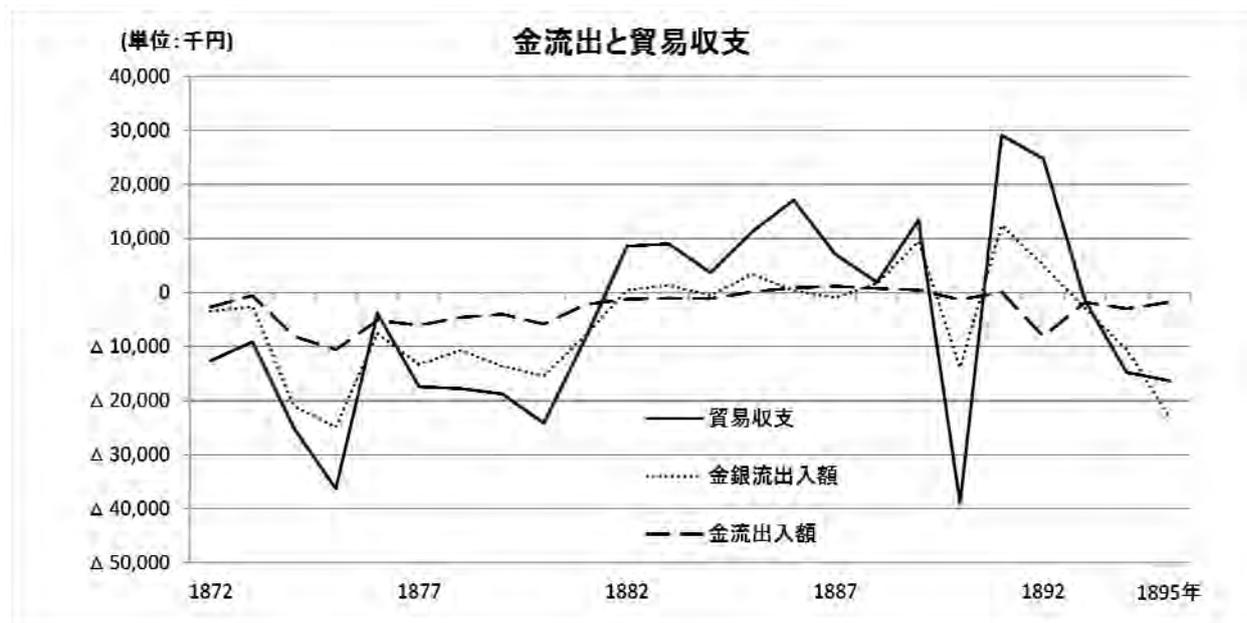
一方、明治期以降、日本の貿易収支が赤字化した際に、対外支払い手段として流出した正貨の量は甚大である。貿易収支は、生糸・蚕種輸出が伸び悩む明治 2 年(1869)以後悪化し、明治 15 年頃まで改善されなかった。入超が長期にわたって改善されなかった理由の一つに「不平等条約」改正問題がある。安政五か国条約は、日本政府による関税自主権の行使を認めず、付属の貿易章程によって協定税率を設定した「不平等条約」であった。この時定められた税率は、輸出税従価 5%・輸入税原則従価 20%であり、輸入税についてはのちに慶応 2 年(1866)の改税約書によって従価 5%を基礎とする従量税に改められた¹²²。これは当時の日本と欧米諸国との技術的格差を考えると低率であり、日本政府が十分な関税収入を得られないばかりか、外国製品の輸入を促進したために、輸入品と競合するような国内産業の発達を阻害し、入超をもたらす要因ともなったのである。

外債募集によりズレは生じるものの、明治 15 年までにおいて貿易収支の赤字は金銀流出

とほぼ連動しており(図 2)、明治初期の金流出は入超に伴うものであったと言える¹²³。

以後、第一次世界大戦期など一部の時期を除き、輸入超過に起因する国際収支の不均衡が日本の財政・金融にとって大きな制約となった。

図 2



出所：『大日本外国貿易年表』（『明治前期産業発達史資料』〈別冊(27)・2〉所収）302-3 頁、以後各年度。

注：「金銀流出額」「金流出額」は、マイナスが国外流出を表し、プラスが国内流入を表す。

・維新政府による「両」建て貨幣発行

明治維新政府は、明治元年(1868)5月9日、銀目廃止令を出して銀目を廃止し、丁銀・豆板銀の流通を禁止した。銀目とは、銀建て〈貫一匁〉で表記される計算単位のこと、銀目廃止令は、旧幕府時代以来の三つの計算単位(金建て・銀建て・銭建て)を、一つの計算単位に統一する断片的な施策であった(2-2 参照)。

一方で、維新政府は一挙に近代的な統一貨幣制度を築いたのではなく、旧幕府発行貨幣を増铸して、貨幣制度を引き継いでいる。明治元年閏4月21日に会計官中に設置された貨幣司は、同年7月から翌2年2月にかけて近世期の貨幣である万延二分金と安政一分銀を模造した。その額はそれぞれ174万6,964両、77万6,575両であった。このほかに、江戸の金銀座でも引き続き貨幣の铸造を行い、二分金・一分銀・一朱銀の計354万0,333両、および当百銭637万1,375貫文あまりを発行した¹²⁴。これらは幣制統一の妨げになったのみでなく、品位が非常に劣悪であったため、「悪貨」と評されることもあった。

また、「両」建ての貨幣として、維新政府は太政官札を発行した。由利公正(当時、三岡八郎)の建議により太政官札発行が廟議において内定を見たのは明治元年(1868)1月21日、鳥羽伏見の戦いが起こった直後のことであった¹²⁵。太政官札の発行主体である明治維新政府は、発足直後のまだ財政基盤の確立していない中で旧幕府軍との戦争を遂行せねばならず、太政官札発行により財政窮乏の補填を意図したのである。他方、澤田章氏の主張以来、建議者の由利自身は「殖産興業」を主観的目的としていたことも、今日では通説となっている。由利は、紙幣発行による生産増殖や貿易による正金蓄積という重商主義政策を掲げた横井小楠の下で学び、越前福井藩において物産総会所を設立して藩札を流通せしめ、その功を評価されて明治政府に抜擢されたという経歴をもっている。そのため、由利の発行した太政官札には「殖産興業」的意味合いが含まれるものと考えられている¹²⁶。

明治元年(1868)閏4月から翌年5月までに4,800万両が発行された太政官札については¹²⁷、政府の社会的な信用が十分でないことや高額紙幣であったことから、一般に流通せず、三都に滞留するのみという議論が展開されてきた¹²⁸。この議論の論拠は、①大阪市中における太政官札相場が、明治2年前半に大きく下落している事実(表3)と、②甲州街道筋、東海道筋などの宿駅における太政官札の流通調査報告書に太政官札が不融通であると触れられていること、などである。

しかしながら、この結論は三都および主要街道の相場状況から立論されたもので、太政官札の全国的流通実態を示したものではない。太政官札が日用取引にほとんど用いられなかったのは事実であるが、その反面、高額紙幣を必要とする隔地間商人らは、「地域間決済通貨」として使用できる、持ち運びに便利な高額紙幣の太政官札を積極的に利用した。特に維新时期は、為替手形を決済する大坂両替商のネットワークが一時的に停滞した時期であるとともに、匱金が流通し正金の信用危機が起こった時期でもある。太政官札は、維新时期における民間経済の潜在的な貨幣需要に対応して、正貨や為替手形に代わって経済活動を媒介していったと考えられる¹²⁹。

表 3

大坂市中太政官札相場							
明治	月	日	正金100両に つき太政官札	明治	月	日	(単位:両) 正金100両に つき太政官札
2	1	4	125.5	3	11	1	98.
		20	131.625			8	98.
	2	5	136.5			20	98.25
		17	141.		12	9	97.
		21	153.25			26	96.625
	3	4	153.25	4	1	4	110.
		8	156.625			17	109.
		14	154.5			19	110.
		21	166.625			21	111.
	4	5	160.5			25	112.
		15	154.25		2	10~13	112.
		29	136.5			14~22	114.5
	5	12	148.875			23~25	114.5
		20	170.75			28	113.
		27	181.125			29	114.5
	6	5	185.		3	4	115.
		9	176.25			5~10	115.2
		15	165.75			12	116.5
		22	146.5			16	116.
	7	5	138.5			20	117.
		13	133.			23~25	118.
		21	131.125			27	117.
		25	137.25			28	118.
	8	3	143.75		4	23	117.
		12	137.625			67	117.
		27	130.			12	116.
	9	1	128.75			13	116.5
		6	131.			15~21	116.5
		10	123.75			23	116.
		13	115.25			26	116.5
		18	111.		5	1	116.75
	10	1	108.5			8	117.
		20	112.			12	118.
	11	7	111.5			16	118.5
	12	15	110.25			19	119.
		20	110.			22~23	118.
		27	107.75			25	118.5
						28	118.
	3	5	99.4375		6	2~15	118.
		25	99.6875			18	117.5
	6	9	99.6875			22	118.
		18	99.3125			26	116.
		28	99.3125			28	117.
	7	7	98.8125		7	6	116.
		20	98.6875			9	116.
	8	13	99.8125			25	116.
	9	1	99.75		8	2	116.
		8	99.3125			5	114.
		20	99.25		10	4	113.
	10	1	99.625			7	112.
	10	15	98.875			15	111.5

出所: 澤田章『明治財政の基礎的研究』255-63頁。
注: 典拠は大坂両替商・岩本栄蔵家の控帳簿のようであるが、所在不明。明治3年1月~4月まで記帳なし。また、出所では「二歩判」とあるが、表中では「正金」とした。

・明治維新期の贋金流通

諸藩による贋金私鑄については、少なくとも会津・秋田・仙台・二本松・加賀・郡山・薩摩・筑前・久留米・佐土原・高知・広島・宇和島藩が行ったことが明らかになっている。戊辰戦争の舞台となった東北地方、および九州・西国筋の勤王藩が中心であり、贋金を武器・艦船購入に充てたため、維新时期には外交問題化した¹³⁰。慶應2年5月13日(1866年6月25日)に結んだ改税約書の規定により、正貨の品位量目を確定していた以上、政府が贋金の鑄造・流通を黙認すべきではないと、諸外国から抗議が頻発したためである¹³¹。

実態としての贋金流通は、明治2年(1869)に最も活発化した。信州では明治2年7月2日、飯田藩領内で二分金の不通用に基づく騒動が起こり、それが同年8月16日、上田藩領内に波及して上田騒動と呼ばれる農民騒擾が起こっている。同年8月25日には、伊那県塩尻局下の筑摩郡4カ組63カ村で騒擾(会田・麻績騒動)が発生し、東信から南信にかけて大規模な打ちこわしが見られた¹³²。贋金の主流は、銀を土台として金のメッキを貼る「銀台」と呼ばれるもので、特に二分金がその対象となったため、贋金かどうか鑑別できない人々は二分金自体を忌避するようになったのである。のちに大蔵省が回収した贋金は、判明している限りで157万5,307両あまりにのぼり、そのうち、伊那県からが8万7,490両、松代藩が7万2,840両、上田藩が5万9,786両、飯田藩が5万7,613両、松本藩が5万1,274両を占めている¹³³。信州は贋金の流入が著しかった地域であるが、贋金流通に伴う金融逼迫は全国的な問題であった。

外交上の問題を解決するためにも、そして国内問題としての金融逼迫を解消するためにも、政府ならびに諸府藩県は積極的に贋金回収を行う必要があった。明治2年2月、政府は本町一丁目(現、日本橋本石町)に贋金の改めを行う「包座」を設置し、同月5日には京都・大阪・神奈川・兵庫・長崎等に貨幣改所を設置する布達を出した¹³⁴。

明治2年5月28日布告では、両替商を始めとして民間で贋金の相場を建てて売買することを禁止している。贋金の私鑄についても、すでに明治元年8月29日の太政官達により府県に取締を命じるとともに、各藩にも取締を依頼していたが、明治2年7月22日に改めて府藩県に対して一括で取締を命じ、領内の贋金流通高を取り調べるよう達している¹³⁵。明治4年末に大蔵省による贋金引替は完了し¹³⁶、贋金問題は一応の解決を見せた。

包封という慣例も明治4年に新貨条例が出されてから途絶し、包金銀の流通は旧貨幣の通用が停止された明治7年頃には途絶えたという¹³⁷。政府が贋金の相場建てと流通を一切禁止し、実際に贋金の流通が収まるにつれ、正貨の包封という行為は意味を失っていった。包封が信用を生み出す前提には、贋金がどこかに流通しているはずであるとする人々の想定がある。彼らは、贋金を鑑別できる能力を有する機関に対し、自身の保有する貨幣の信用を担保してもらうため、包封という行為を求める。しかしながら、贋金が政府・中央銀行の手によって流通経路から排除されている状態であれば、もしくは人々の大多数がそのように想定しているのであれば、包封は必要ない。むしろ、包封という行為によって他の正貨との間に信用の格差を生む可能性がある。明治7年頃というのは、計算単位としての

「円」が全国的に普及した時期にあたり、この時期において、正貨全般に対する人々の信用一貫金は流通経路から排除されているはずであるという明治政府に対する信用一も成立したと考えられよう¹³⁸。

贋金問題により信用危機に陥った正貨であったが、問題解決後の正貨の信用は旧幕府時代にも増して担保され、包封という信用付与行為を付随せずとも額面通りに流通し続ける時代となった。

・為替会社紙幣

為替会社紙幣(為替会社札)とは、明治維新时期に為替会社が発行した紙幣である。

明治2年(1869)2月、維新政府は会計官(のちの大蔵省)内に通商司を設置し、貿易事務の一切を掌る部局とした。通商司は三都や開港場などに通商会社・為替会社を設置し、外国貿易の管理・統制にあたった。為替会社は、預金、証券の発行、資金貸出、為替、洋銀及び古金銀売買、両替などを業務内容としていたが、そのうち資金貸出が主たるものであった¹³⁹。明治3~4年における大坂為替会社の例では、利益金に占める貸付金利息の割合は97%を超えていた¹⁴⁰。特に、政府から貸下げられた太政官札を準備金として為替会社札を発行し、これを通商会社に貸し付けて金融疎通を図った。為替会社から融資を受けた通商会社は、さらに全国各地に設けられた商社に貸し付け、それら商社を通じて物産振興を行うとともに特産物の流通統制を行った。廃藩置県以前の、藩が存置されている状況下で、外国貿易の管理・統制を行うということは、諸藩による「国産会所」方式を否定して、諸藩国産の流通を政府が直接把握することを意味した。そのための資金として為替会社紙幣(「為替札」「バンク札」とも)が発行されたのである¹⁴¹。

為替会社紙幣の種類・額面等は表4の通りである。金券の発行高は全国八カ所で総計634万6,960両であり、明治7年2月までに概ね回収が進んだ¹⁴²。金券の額面に注目すれば、金券発行総高の約53%にあたる339万1,000両が25両札であった。これは、為替会社札の高額紙幣特性を示すものである。これら金券の他、横浜為替会社は洋銀券を300万ドル発行し、内150万ドルは第二国立銀行に引き継がれ、明治18年5月25日まで通用を続けた。明治5年11月に制定された国立銀行条例以後、政府は国立銀行券の発行を認めており、為替会社が国立銀行に転化できれば、為替札の流通も継続した。しかしながら、横浜為替会社以外の為替会社は全て明治7年までに解社している。

為替会社がなぜ早々に解社せざるを得なかったかについては諸説あるが、ここでは、①国立銀行制度による新しい金融制度が構想されたこと、②為替会社・通商会社を中軸とする通商司の構想が地域的利害を無視するものであったため、地域の全面的な協力が得られなかったこと、の二つを本質的な理由として掲げておきたい¹⁴³。

表 4

為替会社札一覧表												
会社名	開業日付	身元金		名称	額面	発行年月日	発行高	未発行高	通用停止年月			
東京為替会社	明治2年6月	948,500	円	銀券	3匁7分5厘	明治2年6月28日	534,210	両	25790	明治3年12月		
				金券	25両 1両	明治2年10月8日	1,368,500 131,500	両 両		明治7年2月		
大坂為替会社	明治2年8月24日	466,565	円	銭券	500文	明治2年9月1日	470,244	貫	60	明治3年8月		
					200文		283,208	貫	30			
					100文		193,483	貫	10			
					1貫文		460,998	貫	100			
				金券	100両	明治2年9月3日	100	両	明治6年12月			
50両	50	両										
10両	3,470	両										
5両	392,830	両										
1両	1,457,000	両										
横浜為替会社	明治2年	178,000	円	銀銭札 (新洋銀札)	1000ドル	明治5年7月24日	100,000	ドル	明治18年5月25日			
					500ドル		150,000	ドル				
					100ドル		300,000	ドル				
					50ドル		200,000	ドル				
					20ドル		150,000	ドル				
					10ドル		300,000	ドル				
				洋銀券 (旧洋銀札)	100ドル	明治3年4月13日	1,420,000	ドル	明治7年6月			
					10ドル		80,000	ドル				
					金券		25両	明治2年10月4日		1,475,000	円	明治7年1月
							1両			25,000	円	
西京為替会社	明治2年	238,500	円	銭券	500文	明治2年9月8日	809,991	貫	明治3年8月			
					200文		291,740	貫				
					100文		107,118	貫				
					50文		67,472	貫				
金券	1両	明治2年11月13日	640,000	両	明治6年11月							
大津為替会社	明治2年	100,000	円	金券	1両		262,500	両	明治6年11月			
神戸為替会社	明治2年	118,000	円	金券	25両	明治3年3月25日	500,000	両	明治6年11月			
新潟為替会社	明治2年	268,443	円	金券	25両	明治3年1月	47,500	両	明治7年11月			
					1両		2,500	両				
敦賀為替会社	明治2年	45,650	円	金券	1両	明治3年2月13日	41,000	両	明治6年11月			

出所:『会社全書(上巻)』(日本銀行調査局編『日本金融史資料』(明治大正編第一巻)大蔵省印刷局、1955年、所収)35-7頁。

注:小数点1位以下切り捨て。単位は典拠に依る。1両=1円

・府県札

明治元年正月の鳥羽・伏見の戦い以後、新政府軍は旧幕府直轄地や旗本領を次々と占領していき、それらを維新政府直轄地とした。その設置形態も当初は鎮台・裁判所・諸藩仮事務所などとさまざまであったが、明治元年閏4月21日の政体書で府県設置方針が打ち出されると、旧幕府直轄地は府・県の行政区域に改まった。藩とともに府・県が並立する状態(府藩県三治制)は、明治4年7月24日の廃藩置県まで続く¹⁴⁴。府県札とは、これら維新政府直轄地である府や県が発行した紙幣のことである。

たとえば、明治2年11月1日に度会県(伊勢国内の旧幕府領・旗本領・伊勢神宮領)は、銭札の製造を政府に願い出ている。この願書に対し、会計官は「此度製造ノ金札大札多不融通ニ付、年月ヲ限り銭札製造致候儀ハ府縣ノ見込ニテ可然候」と返事をし、製造を認めた¹⁴⁵。引用中に出てくる「金札」とは太政官札のことである。太政官札には額面の高いもの(「大

札」)が多く含まれていたために、地域の小額貨幣需要に応える弾力的な貨幣供給としての府県札発行を、政府も認めざるを得なかった。ほかにも京都府札、兵庫県札、倉敷県札、堺県札、長崎県札、飛騨県札、久美浜県札、岩鼻県札、などが確認できる¹⁴⁶。

また、府県全域ではなく、府県の特定の地域に限って通用を認めた府県札もある。たとえば、日田県三郡通用札は、日田県(豊後国内の旧幕府領)のうち日田・玖珠・下毛の三郡に限って通用が保証された紙幣である。同札は、慶応3年(1867)、郡代役所の許可を得た千原幸右衛門を含む日田商人10人の出資で製造され、一時使用は見合わせられたものの、その後明治2年になって三郡札通用が許可された。その後、明治3年11月までの引揚命令が出されたが、幾度かの引揚命令と通用期間延長を経て、最終的には明治5年2月まで流通したとされる¹⁴⁷。三郡札は19文銭建て(1匁=19文)の銭匁札で50匁札(白)・20匁札(青)・10匁札(赤)の三種類が発行され、その発行高は計1万984貫800匁(約3万両)であった¹⁴⁸。維新政府が日田県に貸し付けた太政官札石高割貸付金18万両の一部が、日田にある生産会所に貸し付けられて、その太政官札が三郡札発行の準備金に充てられたことで三郡札発行のきっかけが生まれた¹⁴⁹。こうした太政官札を準備金として小額地域通貨を発行する手続きは、名古屋・西播などの他地域でも類例が見られる¹⁵⁰。

特殊な事例として、信濃全国札という紙幣がある。明治2年7月に駅通会議を開催していた信州藩県連合は、飯田二分金騒動の発生を受けて議題を変更し、信州全藩県通用紙幣の発行を決定して事態の収拾に努めた。その決定に基づき、信濃国14藩1県4局(松代・松本・上田・高遠・高島・飯山・飯田・小諸・岩村田・龍岡・須坂・名古屋・高須・椎谷、および伊那県・中野局・中之条局・御影局・塩尻局)が共同で発行した銭札が信濃全国札である。額面は、1貫200文、600文、100文の三種類であった。当該期の上田地域における銭相場1両=10貫文に照らせば、1貫200文札でも金2朱程度で、いずれも小額貨幣であったと言えよう。総発行高は80,000両であるが、村高100石につき28両の割合で各藩県に割り振られた¹⁵¹。各藩県局は、受け取った札に証印を押し、発行主体を明記した上で流通させた。伊那県と伊那県管轄下の四つの局もそれぞれの地域に流通する信濃全国札を発行しており、近隣諸藩県が相互に受領することを認め合った藩札ないし府県札と解することができるだろう。

明治維新政府は、明治2年12月5日に太政官布告を発し、これ以後藩札を増製することを禁止するとともに、明治維新後に「府藩県」で製造された紙幣は今後通用を停止するよう達した¹⁵²。そのため、府県札も概して発行直後に回収過程に入っている。

2-2. 「円」の誕生：近代的統一貨幣制度の成立

万延二分金を初めとする幕府鑄貨や各種藩札など近世以来の貨幣と太政官札・民部省札など明治期の貨幣が混在して流通する維新时期であったが、新貨条例が制定されると、従来の分権的で複数単位に基づく貨幣制度は、集権的で単一単位に基づく近代的統一貨幣制度に移行していった。この移行過程を、①発行主体の一元化、②計算単位の統一、という観点から見てみたい。

・発行主体の一元化

近世期の貨幣発行主体は多様であった。幕府が正貨鑄造権を独占していたとはいえ、諸藩が錢貨を鑄造することもあり¹⁵³、金銀貨の贋造が行われることもあった。また、紙幣では、藩札・旗本札・寺社札・宿駅札などが発行された。これらは維新後も流通したため、新政府が幣制統一を目指すのであれば、まずは貨幣の発行主体を一元化する必要があった。とりわけ種類も発行高も多かった紙幣が藩札である。

政府はまず、明治2年(1869)12月5日、藩札の新たな増製を禁止するとともに、維新後に製造された藩札を通用停止にした。廃藩置県断行日である同4年(1871)7月14日に、藩札を本日付の相場(通称「7月14日相場」)で追々引き換えることを布達してからは¹⁵⁴、政府による藩札回収も本格化した。

明治4年5月10日、新貨条例を制定し、新貨幣の発行を開始した。同年12月27日には、新貨条例に基づく新紙幣の発行を布達し、1円、50銭、20銭、10銭の四種が翌年2月15日から発行することとなった。このとき、新紙幣は5,000万円製造されていたが、それでも藩札の「交換ニ充用スルニ足ラス」という見込みであった。加えて新紙幣は10銭未満の小額貨幣を含まなかったため、藩札のうち小額貨幣の回収には大きな抵抗が伴ったとされる¹⁵⁵。

明治5年6月9日、廃藩置県時の「7月14日相場」に基づきながら、藩札と新貨との交換比率を定めた「新貨幣旧藩製造楮幣価格比較表」(通称「価格比較表」)が出された。このとき定められた相場は「改正相場」とも呼ばれる。

同年7月23日の太政官布達では、5銭以上に該当する貨幣のみを引き換え、それ未満の藩札については当分通用させることとした。大蔵省は府県に価格比較の印を渡し、それを5銭未満の藩札に押印して通用させた。この押印藩札は、元は藩札であるが、大蔵省の名と円建ての額面が併せて捺印された紙幣であり、政府紙幣に転化した貨幣と定義できる。同年8月28日には細則が定められ、5銭以上の藩札が新貨幣ではなく新紙幣と交換されることが確認された。

明治7年以後になると、政府は押印藩札も含めて新紙幣との交換を本格的に推し進め、徐々に地域通貨は消失していった。これは貨幣発行主体の一元化につながった。

明治5年(1872)11月、国立銀行条例が制定され、民間銀行であるところの国立銀行が誕生した。国立銀行の設立希望者は、資本金の6割相当を官省札・新紙幣で大蔵省に払い込み、

大蔵省から同額の六分利付金札引換公債証書を受け取り、その公債証書を政府に預託することで同額の国立銀行券を発行することができた。残りの資本金 4 割は正貨で兌換準備することとなった。このとき設立された銀行は四行のみで、銀行券の発行高も低調であった。

そこで政府は、明治 9 年(1876)8 月に国立銀行条例を改正し、銀行券の発行限度額を資本金の 6 割から 8 割に引き上げ、兌換準備を資本金の 4 割から 2 割に引き下げた。さらに、銀行券を正貨ではなく政府紙幣との兌換とし、新公債証書・金禄公債証書を出資金とすることも認めた。これにより、国立銀行は 153 行まで急増し、国立銀行券の発行高も増加した¹⁵⁶。アメリカのナショナル・バンク制度を範とした日本の国立銀行制度は、貨幣発行主体の分散と競合を通じて、貨幣供給の地域的偏差を調整するものであった。

こうして明治 16 年に国立銀行が普通銀行に改組され発券業務を失うまで、大量の国立銀行券が流通することとなった。一見すると発行主体の多元化であるが、あくまで大蔵省の管理下に置かれた発券であり、政府・日本銀行による発行主体の一元化という文脈の中で捉えるべきであろう。政府によって全国通用が保証され、租税・運上を含む公私の取引において政府貨幣同様に用いることが許された点、政府による貨幣発行権の分与と奪取が容易に行われた点、大蔵省紙幣寮が銀行券の製造費用を負担し(改正後は銀行が紙幣寮に費用上納)、紙幣寮が銀行券を製造して下げ渡した点、銀行券には大蔵卿ならびに大蔵省出納頭の印(改正後は記録頭印も)が押された点などから鑑みても、集権的な貨幣発行形態であると考えられる。

松方デフレが収束した明治 18 年には、日本銀行が日本銀行券の兌換を開始することとなる。以後は基本的に、紙幣発行は日本銀行が担い、硬貨発行は政府が担うという形で、発行主体は一元化された。

・計算単位の統一

近世期の計算単位は、金建て〈両一分一朱〉、銀建て〈貫一匁一分〉、銭建て〈貫一文〉の三種類が存在した。金建ては四進法、銀建てと銭建ては十進法である。地域によっては、銀建てでありながら 1 匁が銭いくらと定められ、正銀ではなく正銭と兌換関係にある貨幣も存在した。この計算単位を銭匁建てと呼ぶ。

こうした多様な計算単位を統一するにあたって、最初に明治政府が行った施策が銀目廃止である。明治元年(1868)5 月 9 日に出された行政官第 381 号布告は、一般に銀目廃止令と呼ばれている¹⁵⁷。この布告は、丁銀・豆板銀などの銀建て(銀目)の正銀のみならず¹⁵⁸、銀建てによる貸借を禁止し、取引を行った日の相場に応じて、金建て・銭建てへ換算し直すことをすべての府藩県に命じたものである。このとき、丁銀・豆板銀を「近日御改製之新金銭」と交換することが定められたのみで、代替貨幣は具体的に明示されていなかったが、その後、同年 7 月 25 日布告での再令で、太政官札が代替貨幣として想定された。すなわち銀建てを廃止し、金建てに統合しようとしたのである。

明治 4 年 5 月 10 日、政府は新貨条例を出し、新しい貨幣単位として十進法の円建て〈円

一銭一厘)を創出するとともに、在来貨幣の回収と新貨(円建て通貨である新紙幣・新貨幣)への統一を明確に打ち出した。こうして、貨幣単位が統一される道筋ができたのである。

両から円への移行は中央と地方で差があるが、一般には、明治4年の新紙幣発行後、円建て通貨は順調に流通し、明治7年前後を画期に円建てに基づく統一的貨幣制度が成立したと言われている¹⁵⁹。三井西京両替店では新紙幣発行直後から新紙幣を使用していたが、精算の時に両建てに換算されていた。ところが明治6年3~4月に帳簿全体が円建てで表記され、以降は逆に、両建て貨幣が円建てで換算されるようになる¹⁶⁰。

また、中央に限らずとも一部の地方名望家層・商人層において同じ時期に切り替えが見られる。埼玉県鷲宮町(現、久喜市)にある田口家では、新貨条例の直後である明治4年5月12日に円の表記が初出し、明治6年頃に両円切り替えが進んでいった¹⁶¹。

藩札が活発に流通していた地域ではそれよりややくんだり、明治8~9年頃までに円建てでの帳簿表記が一般化した¹⁶²。これは藩札回収に同期する現象であろう。藩札のうち1厘以上5銭未満の小額藩札については、大蔵省の省名と新貨換算価額を押印した上で再び市場に還流したが、そうした押印藩札も、たとえば旧佐賀藩域では明治8年に回収されている¹⁶³。明治8年頃には、両建ての官省札(太政官札・民部省札)もほとんど回収されているので、当該期は全国的に新貨(新貨幣・新紙幣)が普及して円建てが計算単位として定着した時期と推定することができる。

・ 対外支払い手段としての円

安政の五カ国条約は洋銀100枚と天保一分銀311枚を等価で交換する規定を含んでいたが、実態としては洋銀1枚(1ドル)が天保一分銀3枚(3分)と等価に通用していた。その後、万延二分金が大量発行されると、主要な通用貨幣となって「基準通貨」化し、洋銀も「二分金建て」で相場建てするようになった。ところが、万延二分金はその実態価値において従来の小判の70%に過ぎなかったため、外国人は額面価額ではなく実態価値に応じて割引して取引した。のちの明治3年10月29日に維新政府が公認した相場は、1分銀311枚(77両3分)=2分金200枚(100両)=洋銀100枚(100ドル)である。新貨条例以前に1両≒1ドル相場が形成されていた。

新貨条例によって定められた一円金貨は、量目25.72グレイン、品位10分の9、純金量23.15グレイン(=0.4匁=1.5g)、一円銀貨(貿易銀)は、量目416グレイン、品位10分の9、純金量374.4グレイン、流通していた洋銀は、量目416.5グレイン、品位898/1000、純銀量374グレインのメキシコドルである。すなわち、洋銀とほぼ同量で同品位の貿易銀は1ドルの価値を持ち、さらに国内では一円金貨がその貿易銀と同じ額面であった。さらに、一円金貨は、当時対外的に「基準通貨」としての役割を果たしていた万延二分金2枚(1両)とほぼ同じ素材価値を持っていたため、結果的に両と円は等価となった¹⁶⁴。

こうして、新しく誕生した1円金貨は、洋銀1ドルとの等価を媒介として、旧貨幣1両と結びつき、円建て貨幣への円滑な切り替えが図られたのである。

-
- 1 加納藩の傘札、姫路藩の^{するめ}鯛札、などの「物品札」がある。
 - 2 安国良一「貨幣の機能」(朝尾直弘ほか編『岩波講座 日本通史』〈第12巻・近世2〉岩波書店、1994年)。ただし、同法令については「金・銀と銭の比価設定も次の箇条に金銀同士の両替を禁じているように、あくまで金銀がないときに善銭を用いる場合の比価として設定されており、江戸時代以降の三貨制の魁と位置づけるには慎重でなければならないであろう。」(藤井讓治「近世貨幣論」大津透ほか編『岩波講座日本歴史』第11巻〈近世2〉岩波書店、2014年、217頁)という提言もある。
 - 3 文明17年(1485)、日本で最初の撰銭禁令が出されている。
 - 4 川戸貴史『戦国期の貨幣と経済』(吉川弘文館、2008年)128頁。
 - 5 足立啓二「中国からみた日本貨幣史の二・三の問題」(『新しい歴史学のために』203、1991年5月)、3-7頁。
 - 6 前掲川戸『戦国期の貨幣と経済』第4章。
 - 7 浦長瀬隆「一六世紀後半西日本における貨幣流通一支払い手段の変化を中心として一」(『ヒストリア』106、1985年)、のちに同『中近世日本貨幣流通史一取引手段の変化と要因』(勁草書房、2001年)所収。
 - 8 藤井讓治「織田信長の撰銭令とその歴史的位罫」(『日本史研究』614号、2013年10月)、前掲藤井「近世貨幣論」。
 - 9 同上。
 - 10 岩橋勝「徳川経済の制度的枠組」(速水融・宮本又郎編『経済社会の成立—17-18世紀』〈日本経済史1〉岩波書店、1988年)120-121頁。
 - 11 ただし、これには例外があり、水戸・仙台両藩の鑄銭事業は期限つきで幕府に公認された。また、幕末には薩摩藩が琉球通宝の鑄造許可を得たほか、仙台・盛岡・会津・津・広島・水戸藩などは公許なく銭貨を鑄造した(滝沢武雄『日本の貨幣の歴史』〈日本歴史叢書〔新装版〕〉吉川弘文館、1996年、138、142、157頁)。
 - 12 前掲藤井「近世貨幣論」229-232頁。
 - 13 同上235頁。
 - 14 小葉田淳『貨幣と鉦山』(思文閣出版、1999年)20頁
 - 15 小葉田淳『日本貨幣流通史』(刀江書院、1930年)後編第2章、前掲藤井「近世貨幣論」223頁。
 - 16 滝沢武雄・西脇康編『日本史小百科〈貨幣〉』(東京堂出版、1999年)80-81頁。
 - 17 前掲『日本史小百科〈貨幣〉』68頁。
 - 18 同上96-99頁。
 - 19 前掲藤井「近世貨幣論」234頁。
 - 20 前掲安国「貨幣の機能」157頁。
 - 21 榎本宗次『近世領国貨幣研究序説』(東洋書院、1977年)6頁、前掲滝沢『日本の貨幣の歴史』176-177頁。
 - 22 ただし、幕末になると諸藩は多額の贖金を製造していたという点で、金銀貨発行の権利を完全には幕府が独占できなかったという立場を本稿はとっており、幕府の貨幣政策の有効性には限定を付す必要がある。
 - 23 前掲安国「貨幣の機能」157-159頁。前掲藤井「近世貨幣論」238頁。
 - 24 前掲榎本70、72頁。
 - 25 前掲安国「貨幣の機能」。
 - 26 以下、前掲小葉田淳『貨幣と鉦山』23-35、46-64頁による。
 - 27 前掲榎本『近世領国貨幣研究序説』7-14頁。

-
- 28 なお、幕末維新期になると、再び地方において金銀貨幣の発行が見られるようになるが、これは諸藩による金銀貨の鑄造と同じく、幕府による鑄造統制が及ばなくなった結果として理解すべきであろう。事例としては、秋田銀判、盛岡銀判、仙台小槌銀、会津銀判などが知られている(前掲『日本史小百科〈貨幣〉』293-96頁)。
- 29 前掲『日本史小百科〈貨幣〉』266-267頁。
- 30 速水融・宮本又郎「概説 一七一八世紀」(前掲『経済社会の成立』)74頁。
- 31 井奥成彦『19世紀日本の商品生産と流通』(日本経済評論社、2006年)2-6頁。
- 32 山崎隆三「元禄・享保期の米価変動について」(『経済学雑誌』〈大阪市立大〉第48巻第4号、1963年4月)114頁。
- 33 本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』(大阪大学出版会、1994年)308、321、326-327頁。
- 34 尾崎晃「近世後期における上田藩の専売制一産物会所設置の状況一」(『白山史学』第23号、1987年)。
- 35 たとえば、西川武臣「横浜開港と国際市場」(明治維新史学会編『明治維新の経済過程』〈講座明治維新8〉有志社、2013年)62-4頁。
- 36 藤村聡『近世中央市場の解体—大坂米市場と諸藩の動向—』(清文堂出版、2000年)273-275頁。
- 37 西向宏介「幕末期藩専売制の変容過程と市場的条件」(『日本史研究』397、1995年)。
- 38 以下、岩橋勝「徳川経済の制度的枠組」(前掲『経済社会の成立—17-18世紀』)参照。
- 39 前掲『日本史小百科〈貨幣〉』242頁、岩橋勝「近世の貨幣・信用」(桜井英治・中西聡編『流通経済史』〈新体系日本史12〉山川出版社、2002年)437頁。
- 40 大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、1996年)。
- 41 前掲安国「貨幣の機能」160頁、出所は三上参次『江戸時代史』(富山房、1948年)。
- 42 前掲安国「貨幣の機能」160-166頁。
- 43 前掲岩橋「近世の貨幣・信用」439-440頁。
- 44 杉山伸也『日本経済史 近世—現代』(岩波書店、2012年)57-59頁。
- 45 新保博・斎藤修「概説一九世紀へ」(同編『近代成長の胎動』〈日本経済史2〉岩波書店、1989年)27頁。16世紀後半から流通していた領国貨幣の多くが幕府貨幣と交換・回収された寛文期(1660年代)に、幕府による貨幣制度統一が果たされたとする見方もある(前掲榎本『近世領国貨幣研究序説』)。
- 46 以下は、梅村又次「幕末の経済発展」(近代日本研究会編『幕末・維新の日本』〈年報・近代日本研究3〉1981年、山川出版社)6-7頁。
- 47 大口勇次郎「文久期の幕府財政」(前掲『幕末・維新の日本』)56-59頁。
- 48 新保博『近世の物価と経済発展』(東洋経済新報社、1978年)以後、こうした研究動向が顕著となった。梅村又次氏は、幕府の貨幣改鑄を引き金とする文政初年から幕末にかけての持続的な物価上昇と、賃金の下方硬直性という観点から、雇用労働者を使役する事業者たちに利潤が蓄積され、経済発展を導出したと見ている(前掲梅村「幕末の経済発展」29-30頁)。
- 49 岩崎勝「小額貨幣と経済発展—問題提起—」(『社会経済史学』第57巻第2号、1991年7月)。
- 50 前掲岩橋「近世の貨幣・信用」440頁。
- 51 須賀博樹「安政初年期の改鑄と引き替え—嘉永—朱銀・安政二分判の再考—」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』第16号、2015年10月)。
- 52 小額貨幣の規定については、岩橋氏の諸論を参考とした。岩橋氏は小額貨幣を「庶民が日常の消費生活を営むうえで欠かすことのできない程度の額面」とし、金建てで一分未満(事実上は二朱以下)の金貨や計数銀貨、五匁以下の銀札や銀匁札を小額貨幣として設定している(前掲同「小額貨幣と経済発展」4-6頁)。また別稿では、「小額貨幣」を安政期に

は一分以下、明治初年には二分以下と、物価高騰にあわせてスライドさせる」方法を採用しているが(前掲同「近世の貨幣・信用」451頁)、本稿では小額貨幣の拡大解釈を避けるため、幕末維新时期においても一分未満の額面を小額貨幣と見做した。

53 前掲『日本史小百科〈貨幣〉』278頁。

54 同上278-282頁。

55 同上283-286頁。

56 岩橋勝「徳川経済の制度的枠組」(速水融・宮本又郎編『経済社会の成立』〈日本経済史1〉岩波書店、1988年)125頁。ただし、万延二分金発行後は二分金が中心。

57 前掲岩橋「小額貨幣と経済発展」139頁

58 1文銭100枚を鋳潰して天保通宝を造ると、鋳減りや諸経費を差し引いても15枚できるため、天保通宝の密鋳は特に多かったとされる。幕府が鋳造した天保通宝は約4億8500万枚だが、明治になって新貨幣と交換された数は5億8700万枚なので、その差額の多くは密鋳銭であると考えられている。前掲『日本史小百科〈貨幣〉』188-197頁。

59 山本有造「明治維新时期の財政と通貨」(梅村又次・山本有造編『開港と維新』〈日本経済史3〉岩波書店、1989年)134頁

60 前掲岩橋「小額貨幣と経済発展」。

61 ただし、銭遣い経済圏では、必ずしも兌換準備貨幣と計算単位が一致せず、正銭と交換することを定めているのに、計算単位は銀建てであるような、銭匁札も発行された。

62 前掲岩橋「近世の貨幣・信用」446頁。

63 前掲杉山『日本経済史』56、66-67頁。

64 橋敏夫『藩札—江戸時代の紙幣と生活』(あるむ、2013年)21-22頁。

65 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』(未来社、1961年)141頁。

66 山口和雄「明治初年の藩札調査」(『三井文庫論叢』第25号、1991年12月)86頁。藩札発行藩は、『紙幣整理始末』に基づく244藩、『大日本貨幣史 藩札部』に基づく249藩となる(山口和雄「藩札史研究序説」『経済学論集』第31巻第4号、1966年1月、8頁)。

67 明治3年9月の藩制公布時に284藩、それ以前に明治維新政府によって全領地を没収された藩が2藩(会津藩、請西藩)である(勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年、40、89頁)。

68 貨幣発行の主体が何を目的として貨幣を発行するかという議論としては、斎藤修「徳川後期「インフレ的成長」論の再検討—実物的アプローチとマネタリ・アプローチ—」(『三田学会雑誌』73巻3号、1980年6月)参照。斎藤氏は、貨幣発行を促す契機として、輸入インフレに伴う貨幣需要増大、藩財政赤字、輸出産業育成、輸出増加・金銀貨獲得、を想定している(71頁)。

69 小林延人「明治初年における上田藩の匱金問題と紙幣流通」(阿部勇・井川克彦・西川武臣『蚕都信州上田の近代』岩田書院、2011年)。

70 岩橋勝「近世貨幣経済のダイナミズム—熊本藩領を事例として—」(『社会経済史学』第77巻第4号、2012年2月)24-25頁。当初、「銭預り」は民間の間で自然発生的に生じたものであったが、18世紀中期以降流通量が拡大すると、藩府も黙認し、天明6年(1786)に銀銭預会所を設置して、その円滑な流通に関与するまでに至っている。寛政4年(1792)には、藩府も銭預りを初めて発行した(同20-21頁)。

71 中村隆英「明治維新时期財政金融政策展望—松方デフレーション前史」(梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』国際連合大学・東京大学出版会、1983年)。

72 伊藤昭弘『藩財政再考—藩財政・領外銀主・地域経済—』清文堂出版、2014年)13-15頁。

73 鹿野嘉昭『藩札の経済学』(東洋経済新報社、2011年)61頁は、財政的契機から藩札を発行した13藩の事例を紹介している。

74 黒田明伸『貨幣システムの世界史』(岩波書店、2003年)16頁。

75 以下、吉永昭『近世の専売制度』(吉川弘文館、1973年)。

76 前掲山本「明治維新时期の財政と通貨」124頁。

- 77 33 藩ほどの札価高下について、鹿野嘉昭氏が整理を行っている(前掲鹿野『藩札の経済学』80-97 頁)。
- 78 前掲岩橋「近世の貨幣・信用」447 頁。
- 79 同上 448 頁。
- 80 西川俊作・天野雅敏「諸藩の産業と経済政策」(新保博・斎藤修編『近代成長の胎動』〈日本経済史 2〉岩波書店、1989 年)184 頁。
- 81 「日記」(九州大学附属図書館付設記録資料館・九州文化史資料部門所蔵『千原家文書』1279)、明治 3 年各条。
- 82 ここでは、諸藩に大名貸を広範に展開しているため、自身が受領した諸藩札を正貨と交換するよう直接藩側に交渉可能な、日田掛屋等の商人を想定している。小林延人『明治維新期の貨幣経済』(東京大学出版会、2015 年)第 4 章参照。
- 83 日本銀行調査局「わが国紙幣制度の源流について—とくに伊勢国山田羽書三百年の歩み—」(『調査月報』31 卷 2 号、1980 年 2 月)10 頁、前掲鹿野『藩札の経済学』10-11 頁。
- 84 妹尾守雄「山田羽書流通上の諸問題について」(『社会経済史学』第 37 卷第 2 号、1971 年 8 月)、藤井典子「幕府による山田羽書の製造管理」(『金融研究』第 31 卷第 2 号、2012 年 4 月)。
- 85 前掲『日本史小百科〈貨幣〉』142-48 頁。
- 86 阿部謙二『日本通貨経済史の研究』(紀伊国屋書店、1972 年)77 頁、出所は荒木三郎兵衛『私札』。
- 87 『お金—貨幣の歴史と兵庫の紙幣』(たつの市立龍野歴史文化資料館、2005 年)163-188 頁。なお、数字は発行主体(発行名義人)の数であり、発行額面の差異を反映させるとさらに種類は激増する。
- 88 新保博『日本近代信用制度成立史論』(有斐閣、1968 年)47-48 頁。
- 89 柚木学「兵庫商社と維新政府の経済政策」(『社会経済史学』第 35 卷第 2 号、1969 年 6 月)5-12 頁、柚木学「兵庫開港と商社の設立」(宮本又次編『上方の研究』第 2 卷、清文堂出版、1975 年、初出は『経済学論究』13 卷 4 号、1960 年 1 月)。なお、兵庫商社の業務には関税徴収が含まれており、関税収入をもって上納金の返上に充当することが企図されていた。
- 90 岩淵令治「史料を読み解く『柳菴雑筆』」(『週刊朝日百科 日本の歴史』30、2014 年 1 月)。以下、岩淵氏の研究による。
- 91 栗原信充『柳菴雑筆』(知新堂、1848 年)。新潟大学古典籍コレクションデータベース <http://collections.lib.niigata-u.ac.jp/intro/index> を利用(2016 年 1 月閲覧)。
- 92 大坂では、寛永 11 年(1634)の地子銀免除によって土地にかかる税はなくなったが、町奉行所や惣会所の使用する人足賃や惣会所運営の費用が課せられており、これを公役と称していた。また町役と称する町運営に関する入用費や、川浚冥加金などを大坂の町民は負担していた(『新修大阪市史』第四卷、589 頁)。裏店に住む住民は、町政に参加できない代わりに、そうした町入用の負担を免れていた。
- 93 岩淵令治「八戸藩江戸勤番武士の日常生活と行動」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第 138 集、2007 年 3 月)、同「江戸勤番武士と都市社会」(杉森哲也編『日本近世史』NHK 出版、2013 年)、同「江戸勤番武士がみた「江戸」と国元」(『歴史評論』第 790 号、2016 年 2 月)。
- 94 青木直巳『幕末単身赴任下級武士の食日記』(NHK 出版、2005 年)165-67 頁。
- 95 同上 45 頁。
- 96 『富士見町史』上巻、862-863、868-869 頁。
- 97 渡辺尚志『江戸時代の村人たち』(山川出版社、1997 年)1 章、渡辺尚志『近世の村落と地域社会』(塙書房、2007 年)第 7 章。以下、瀬沢村・坂本家に関する記述は渡辺氏の研究による。

-
- 98 『新訂大宇陀町史』 397-400 頁。
- 99 木下光生「一九世紀初頭の村民世帯収支—大和国吉野郡田原村の事例から—」(『奈良史学』 30 号、2013 年 1 月)。なお、当史料を含む『片岡彦左衛門家文書』は、宇陀市教育委員会によって整理が進められているとのことである。
- 100 以下、林玲子「販売の方法と掛取りの旅」(同『江戸店の明け暮れ』吉川弘文館、2003 年)。
- 101 森泰博『大名金融史論』(大原新生社、1970 年)11-14 頁。
- 102 前掲注 32。
- 103 中井信彦『転換期幕藩制の研究』(塙書房、1971 年)327 頁。
- 104 前掲森『大名金融史論』 138 頁。
- 105 前掲注 33。
- 106 前掲藤村『近世中央市場の解体』 22 頁。
- 107 小林延人「幕末維新时期における銭佐の経営」(逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商銭屋佐兵衛』第 2 巻、東京大学出版会、2014 年)。
- 108 中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂出版、2003 年)第 5 章。
- 109 以下、新保博『近世の物価と経済発展』(東洋経済新報社、1978 年)171、195、208 頁。
- 110 従来、近世期には預手形が主に流通したと考えられてきたが、石井寛治氏は、「預り手形」は、両替商が当座口を開設して手形振出しを認めた得意先有力商人に属さない中小商人が、預け銀をもとに両替商から発行してもらった手形が中心であり、その役割は、量的に見るかぎり、「振り手形」に決定的に劣るものだった」と批判している(石井『経済発展と両替商金融』有斐閣、2007 年、28 頁)。
- 111 前掲石井『経済発展と両替商金融』 100 頁。
- 112 前掲中川『大坂両替商の金融と社会』 172 頁。
- 113 山口健次郎「江戸期包金銀について」(IMES Discussion Paper 96-J-3、1996 年 3 月)。
- 114 前掲小林「明治初年における上田藩の賈金問題と紙幣流通」 85 頁。
- 115 前掲足立「中国からみた日本貨幣史の二・三の問題」 7-9 頁。
- 116 岡田俊平『明治前期の正貨政策』(東洋経済新報社、1958 年)6-8 頁。
- 117 阪谷芳郎「貨幣史上の大珍事」(『国家学会雑誌』 4-40~42、1890 年)。
- 118 研究史整理については鈴木淳「開港直後の金貨流出量について」(『歴史と地理』 557、2002 年 9 月)参照。
- 119 『横浜市史』第 2 巻、279~308 頁
- 120 石井寛治『近代日本とイギリス資本』(東京大学出版会、1984 年)107-8、110 頁
- 121 石井孝『幕末開港期経済史研究』(有隣堂、1987 年)121 頁
- 122 通商産業省編『商工政策史』五巻。
- 123 明治 6 年の一時的な金輸入はイギリスにおける外債募集(七分利付公債)によるものであったから、その元利償却に際して明治 8 年度以降の金流出額が増加した。
- 124 澤田章『明治財政の基礎的研究』(柏書房、1966 年、初版は 1934 年)277-85 頁。
- 125 藤村通『明治財政確立過程の研究』(中央大学出版部、1968 年)26-39 頁。鳥羽伏見の戦いは 1 月 3 日に起こる。
- 126 岡田俊平『幕末維新の貨幣政策』(森山書店、1955 年) 25-30 頁、島恭彦「明治財政と殖産興業政策」(同『財政政策論』河出書房、1943 年、のち尚友倶楽部調査室編『尚友ブックレット第 11 号』社団法人尚友倶楽部、1999 年、に所収)、など参照。
- 127 大蔵省編『歳入出決算報告書(上巻)』(大内兵衛、土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第四巻、明治文献資料刊行会、1962 年、に所収) 48-51、55-58 頁。
- 128 岡田俊平「明治初期の通貨供給政策」(岡田編『明治初期の財政金融政策』財団法人清明会、1964 年)、新保博「維新时期の商業・金融政策」(『社会経済史学』第 27 巻第 5 号、1962 年) など。

- 129 小林延人「明治初年における太政官札の流通経路」(『史学雑誌』第115編第7号、2006年7月)。
- 130 丹羽邦男『地租改正法の起源』(ミネルヴァ書房、1995年)9頁。
- 131 前掲澤田『明治財政の基礎的研究』288-90頁。
- 132 柳沢哲「明治二・三年における信濃全国通用銭札」(『信濃』第28巻第9号、1976年9月)2-5頁
- 133 澤田章『明治財政の基礎的研究』(柏書房、1966年)355-367頁。大坂大蔵省出張所が取り扱った贖金の数値が不明。澤田氏は大坂大蔵省出張所への取扱分を合わせると、計200万両以上の贖金が上納されたと推量している(368頁)。仮に200万両という数値を採用すると、ここに掲げた信州諸藩県のみで16.4%の贖金を上納していることになる。なお、ここで澤田氏が依拠している史料は大蔵省旧蔵文書であり、大蔵省文庫焼失後は、澤田氏による謄写が三井文庫に残されている(嶋田早苗「沢田章著『西陣織屋仲間の研究』『明治財政の基礎的研究』の引用史料について」『三井文庫論叢』第3号、1969年)。
- 134 大蔵省編『貨政考要法令編』(大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第14巻、明治文献資料刊行会、1964年、所収)43頁。
- 135 同上45頁。
- 136 前掲澤田『明治財政の基礎的研究』355頁。
- 137 前掲山口「江戸期包金銀について」。
- 138 前掲小林『明治維新期の貨幣経済』第五章。
- 139 土屋喬雄「『会社全書』解題」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』〈明治・大正編〉一卷、大蔵省印刷局、1955年)29頁。
- 140 前掲新保『日本近代信用制度成立史論』99頁。
- 141 同上18-20頁。
- 142 前掲土屋「『会社全書』改題」15頁。
- 143 中村尚美『大隈財政の研究』(校倉書房、1968年)30頁、前掲小林『明治維新期の貨幣経済』第6章。
- 144 千田稔・松尾正人『明治維新研究序説—維新政権の直轄地—』(開明書院、1977年)3-16頁。
- 145 「度會縣管内融通ノ為メ銭札製造セント乞フ」(『太政類典』第180巻、明治2年11月)。ただし、続く箇所には「外ニ融通ノ為銭札製造ノ儀ハ御採用難相成存候事」とあり、外(=度会県外)への通用を念入りに禁じている。
- 146 東京大学経済学図書館古貨幣・古札画像データベース
http://www.lib.e.u-tokyo.ac.jp/_old/shiryo/kahei.html 参照(2016年1月閲覧)。京都府札については、寺尾宏二『明治初期京都経済史』(大雅堂、1943年)96-109頁、に詳しい。
- 147 楠本美智子『近世の地方金融と社会構造』(九州大学出版会、1999年)119頁。なお、日田県では別府地域で流通した別府札という府県札もある。
- 148 「三郡通用札書類」(九州大学附属図書館付設記録資料館・九州文化史資料部門(旧九州文化史研究所)所蔵『千原家文書』7873)。
- 149 『大分県史』〈近代篇〉61-2頁、兵頭徹『明治維新时期日田掛屋商人資本の研究』(大東文化大学東洋研究所、1999年)90頁。
- 150 前掲小林『明治維新期の貨幣経済』。
- 151 『長野県史』〈通史編・第7巻・近代1〉42頁。
- 152 『貨政考要法令編』192-3頁。
- 153 注10参照。
- 154 前掲『貨政考要法令編』192-93、195頁。
- 155 『大蔵省沿革志』上、65・75頁。本稿における小額貨幣の定義は25銭未満の額面であるが(4-7-1)、とりわけ軽位な額面に対する需要も存在したことがうかがわれる。

-
- 156 「国立銀行條例同成規制定」(大蔵省紙幣寮編『貨政考要法令編』大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政経済史料集成』第14巻、改造社、1934年所収、316-327頁)、「国立銀行條例同成規ヲ改正」(前掲『貨政考要法令編』345-354頁)。
- 157 内閣官報局編『法令全書』(明治元年)(1887年)158頁。
- 158 本稿では、地銀を素材の主とする貨幣を正銀と呼んでいるが、南鐔式朱銀などの金目建ての正銀は、銀目廃止令の対象にならなかった。
- 159 前掲山本『両から円へ』323頁。
- 160 「貨幣出入帳」(三井文庫所蔵史料、別966)、「新土蔵楮幣出納帳」(同、続6640)。
- 161 「金銭出入帳」(埼玉県立文書館所蔵『田口(栄)家文書』1103)。
- 162 前掲山本『両から円へ』273頁。
- 163 長野漣『明治国家初期財政政策と地域社会』(九州大学出版会、1992年)246-259頁。
- 164 前掲山本『両から円へ』73、80、198-199、218頁。